

日本学生野球憲章

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域の組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和 21(1946)年の制定以来、その時々新しい諸問題に対応すべく 6 回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」

と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。

もちろん、ここに盛られたルールの手がかりが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。

第1章 総則

第1条(趣旨)

財団法人日本学生野球協会(以下「日本学生野球協会」という。)は、大学野球および高等学校野球(以下「学生野球」という。)の組織、活動および運用の基準として日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)を定める。

第2条(学生野球の基本原則)

学生野球における基本原則は次のとおりとする。

- ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
- ③ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。
- ④ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
- ⑤ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
- ⑥ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。
- ⑦ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織による管理・運営を理念とする。

第3条(定義)

本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 学生野球団体 日本学生野球協会、財団法人全日本大学野球連盟(以下「全日本大学野球連盟」という。)、財団法人日本高等学校野球連盟(以下「日本高等学校野球連盟」という。)、全日本大学野球連盟の加盟団体である各地区大学野球連盟(以下全日本大学野球連盟と各地区大学野球連盟を「大学野球連盟」という。)、日本高等学校野球連盟の加盟団体である各都道府県高等学校野球連盟(以下日本高等学校野球連盟と各都道府県高等学校野球連盟を「高等学校野球連盟」という。)をいう。
- ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
 - ア 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
 - イ 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
- ③ 野球部 加盟校において、教育活動として位置づけられた野球(大学にあつては硬式野球、高等学校にあつては硬式野球および軟式野球)を活動内容とする部をいう。

- ④ クラブチーム 加盟校の部員および同校元部員の混合チームであり、加盟校の責任の下に活動するものをいう。
- ⑤ 学生 加盟校の学生および生徒をいう。
- ⑥ 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。
- ⑦ 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。
- ⑧ 指導者 加盟校の学校長(大学の学長および高等学校の校長)ならびに野球部の部長、監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう。
- ⑨ 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者をいう。
- ⑩ 学生野球団体の役員 学生野球団体の理事、評議員、監事などの役職者をいう。
- ⑪ 試合 野球部または野球部員が参加して行う野球競技をいう。
- ⑫ 大会 3チーム以上の野球部が複数の試合を行い、順位を競う野球競技をいう。
- ⑬ 学生野球構成員資格(以下「学生野球資格」という。) 部員、クラブチーム参加者、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。
- ⑭ プロ野球選手 国を問わず、野球をすることで報酬を得ている者をいう。
- ⑮ プロ野球団体 国を問わず、プロ野球選手を組織する団体をいう。
- ⑯ プロ野球関係者 国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体の役員、審判員、職員、監督、コーチ、トレーナー、スカウトなど全ての構成員をいう。
- ⑰ 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑱ 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑲ 審査室 日本学生野球協会が定める手続に基づき選任された審査員によって構成され、理事会および評議員会から独立した審査機関をいう。

第4条(学生野球を行う機会の保障)

学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。

第5条(部員の権利と義務)

部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。

2 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有し、かつ本憲章を遵守する義務を負う。

第6条(学生野球団体の責務)

学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。

- 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。
- 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
- 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、部員、選手、指導者および審判員の登録に関する規則を定める。

第 7 条(学生野球団体の役員の責務)

学生野球団体の役員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

第 8 条(審判員の責務)

学生野球団体の審判員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

第 9 条(加盟校および指導者の責務)

加盟校および指導者は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

- 2 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。
- 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 4 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前 2 項により選任した者について、必要に応じて説明を求められることができる。

第 2 章 学校教育の一環としての野球部活動

第 10 条(学校教育と野球部の活動との調和)

野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。

- 2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として 1 週間につき最低 1 日は野球部としての活動を行わない日を設ける。
- 3 学生野球団体は、前 2 項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。
- 4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第 1 項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮しなければならない。

第 11 条(加盟校の部員への指導)

加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。

- 2 加盟校および指導者は、部員に対して、自ら人格を磨き、他の学生から信頼を受けるよう指導しなければならない。

第3章 試合・大会の運営

第12条(試合・大会実施の基本原則)

部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。

- ① 全国大会にあつては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が主催するもの
 - ② 地域大会にあつては、関係する学生野球団体が主催するもの
 - ③ 国際試合・大会にあつては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの
 - ④ 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の定めに従って、当該加盟校の主催するもの
 - ⑤ クラブチームの試合にあつては、当該加盟校の主催するもの
 - ⑥ 複数の加盟校から選抜された選手で構成するチーム(ピックアップチーム)の試合にあつては、日本学生野球協会の定めるところにより承認を得たもの
 - ⑦ 前6号以外の試合・大会にあつては、日本学生野球協会が本憲章の理念に合致するとして承認したもの
- 2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。
 - 3 学生野球団体は、主催する試合・大会において、学生野球団体の運営経費、試合・大会に必要な経費および参加学校における体育の普及と発展に必要な経費に充当するため入場料を徴収することができる。
 - 4 日本学生野球協会は、試合・大会の運営に関する規則を定める。

第13条(試合・大会出場選手資格)

全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。

第4章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

第14条(学生野球資格)

プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、学生野球資格を持たない。

- 2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、学生野球資格を失う。
- 3 学生野球資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、指導者、審判員および学生野球団体の役員とすることができない。

第 15 条(学生野球資格を持たない者との関係の基本原則)

学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、学生野球資格を持たない者(本憲章により除名処分を受けて学生野球資格を失った者を除く。)と交流することができる。

- ① 練習、試合など
- ② 講習会、シンポジウムなど
- ③ その他学生野球の発展に資する活動

2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。

- ① 学生野球が商業的に利用されてはならないこと。
- ② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇用などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める規則に従うこと。
- ③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。
- ④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

第 16 条(学生野球資格の回復)

元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。

第 17 条(他の野球団体との関係)

部員、指導者および学生野球団体の役員は、学生野球団体または学生野球団体を構成団体とする野球団体以外の野球団体の構成員となることはできない。ただし、日本学生野球協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第 5 章 学生野球にかかわる寄附または援助

第 18 条(学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則)

学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

2 学生野球に対する寄附または援助は、本憲章の趣旨に合致し、かつ本憲章に定めるもののみ認められる。

第 19 条(学生野球団体が受ける寄附または援助)

学生野球団体は、学生野球の発展のために寄附または援助を受けることができる。

第 20 条(加盟校が受ける寄附または援助)

加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 加盟校は、寄附または援助を受ける場合には、寄附者・援助者の氏名、住所、寄附または援助の内容・金額を記録しなければならない。
 - ② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費のために支出しなければならない。剰余金は、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出することができる。
- 2 加盟校は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などの締結を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
 - 3 加盟校は、前項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

第 21 条(野球部が受ける寄附または援助)

野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

第 22 条(加盟校または野球部の報告義務)

学生野球団体は、本憲章の施行に必要と認める場合は、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および使途に関し報告を求めることができる。

第 23 条(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、部員であることまたは学生野球を行うことに対する援助、対価または試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。ただし、日本学生野球協会が認めたものはこの限りではない。

- 2 部員は、次に定めるものを除き、加盟校から経済的な特典を受けてはならない。
 - ① 奨学金制度に基づく金品の貸与または支給
 - ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除
- 3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを将来締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 4 部員、親権者またはその代理人は、前 3 項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

第 24 条(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

- 2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 指導者は、前 2 項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

第 6 章 学生野球と野球以外の活動

第 25 条(野球以外の活動に関与する基本原則)

学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、公益的活動に協力することができる。ただし、営利団体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、報酬を得てはならない。

第 26 条(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する基本原則)

加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。

- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、報酬を得てはならない。
- 3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

第 27 条(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像および予め提供された個人情報学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

- 2 学生野球団体が、前項の記事、放送、出版物の再利用を許諾する場合については前項を準用する。

第 7 章 注意・厳重注意および処分

第 28 条(注意・厳重注意)

全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員に対して注意または厳重注意をすることができる。

- 2 注意および厳重注意は書面をもって行う。

- 3 嚴重注意の場合には、それを受ける者から改善計画書を提出させる。
- 4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または嚴重注意に付随して必要な指導をすることができる。
- 5 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または嚴重注意を行ったときには、すみやかに日本学生野球協会に対して報告をする。
- 6 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意および嚴重注意に関する規則を定めるものとする。

第 29 条(日本学生野球憲章違反に対する処分)

日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反し、または前条の注意または嚴重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。

- 2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しても処分をすることができる。
- 3 日本学生野球協会は、加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分をすることができる。
- 4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して指導をすることができる。
- 5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

第 30 条(処分の種類)

処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
- ② 対外試合禁止 処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
- ③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
- ④ 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

第 31 条(処分の手続)

日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査決定を行わせる。

- 2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な手続を保障される。
- 3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される。

- 4 本憲章の定めた手続により処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益な扱いを受けない。
- 5 処分に関する手続は日本学生野球協会規則で定める。

第 8 章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する不服申立

第 32 条(学生野球団体の決定、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の注意・嚴重注意に対する不服申立)

学生野球団体が行った決定(日本学生野球協会の決定を除く。)および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または嚴重注意に対して、対象者は日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定に不服がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して日本学生野球協会が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

第 33 条(審査室の処分決定および日本学生野球協会の決定に対する不服申立)

審査室が行った処分決定に対して、被処分者は日本学生野球協会規則が定めるところに従い日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の日本学生野球協会の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

第 9 章 憲章の解釈と改正手続

第 34 条(日本学生野球憲章の解釈)

本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

第 35 条(日本学生野球憲章の改正)

本憲章は、日本学生野球協会理事会の提案に基づき、評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。

- 2 この議決には、総評議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則

第1条(施行日)

本憲章は平成22(2010)年4月1日より施行する。

第2条(経過措置)

本憲章7章および第8章の規定の内、注意、嚴重注意、処分および不服申立の手続きに関するものは、本憲章の施行前に生じた事案にも適用する。

昭和21年12月21日 学生野球基準要項として制定

昭和25年1月22日 日本学生野球憲章と改正

昭和38年2月11日 改正

昭和40年2月6日 改正

昭和46年2月13日 改正

昭和53年2月22日 改正

昭和54年7月12日 改正

平成4年2月14日 改正

平成22(2010)年2月24日 全面改正

高校野球特別規則（2015年版）

（各項目の文中および末尾に主な関連規則の符号を記載）

1. 高校野球で使用できるバットは次の通りである。

(1) 認可の種類

- ① 木製バット
- ② 木片の接合バット
- ③ 竹の接合バット
- ④ 金属製バット

▽ 金属製バットは 2001 年秋から適用された新基準（規則 1.10(a)【注三】）によるものとし、経済産業省認可の S G 基準に適合した、S G マーク（右図参照）添付の製品に限る。



(2) 色彩

- ① 使用できる木製の着色バットは以下の通りとする。
 - ア) 黒色・ダークブラウン系・赤褐色系および淡黄色系とする。
 - イ) 木目を目視できるものとする。
 - ウ) 拙劣な塗装術を用いていないものとする。（例えばボールに塗装が付着するなど）
- ② 金属製バットは、「金属の地金の色または木製バットに近い色、もしくは黒色」とする。
- ③ また、金属製バットのツートンカラーのものは認めず、一色とする。

(3) その他の注意

- ① 鉄棒、バットリング、滑り止めスプレーなどをベンチ内に持ち込むことを禁止する。
- ② 金属製バットの表面にへこみ、ヒビ割れや、グリップのゴムや皮にゆるみ、破れがないか注意すること。（規則 1.10）

2. 大会試合毎のユニフォーム変更について

大会で使用するユニフォームは、一大会一種類とする。

（例えば校名表記が漢字とローマ字の2種類保有しているなどの場合）（規則 1.11）

3. 打者、走者およびベースコーチ、バットボーイ、ボールボーイは、必ず両耳付きヘルメット（S G マークつき）を着用しなければならない。（規則 1.16）

4. 規則 3.03【原注】前段のうち「同一イニングでは、投手が一度ある守備位置にいたら、再び投手となる以外他の守備位置に移ることはできない」は適用しない。

〔規則適用上の解釈〕

投手は同一イニングで二度目の投手に戻れば、それ以降は他の守備位置につく事は出来ません。

高校野球特別規則で認めるのは、投手→野手→さらに野手への交代です。

投手→野手→投手——規則 3.03【原注】適用

投手→野手→野手→投手——高校野球特別規則

投手→野手→野手——高校野球特別規則

5. 試合中に交代して退いた選手でも、ベースコーチに出たり、伝令となることができる。
(規則 3.03【注】)

6. 試合中、攻撃側選手に不慮の事故などが起き、一時走者を代えないと試合の中断が長引くと審判員が判断したときは、相手チームに事情を説明し、臨時の代走者を許可することができる。この代走者は試合に出場している選手に限られ、チームに指名権はない。

- ・臨時代走はその代走者がアウトになるか、得点するか、またはイニングが終了するまで継続する。

- ・臨時代走者に替えて別の代走を送ることはできる。この場合、負傷した選手に代走が起用されたことになり、負傷選手は以後出場できない。

(1) 打者が死球などで負傷した場合

投手と捕手を除いた選手のうち、打撃を完了した直後の者とする。

(2) 塁上の走者が負傷した場合

投手と捕手を除いた選手のうち、その時の打者を除く打撃を完了した直後の者とする。

(参考) 臨時代走者の記録上の取り扱いは、盗塁、得点、残塁などすべてもとの走者の記録と扱われる。
(規則 3.04【原注】)

7. 規則 3.05(d) の取り扱いについては、高校野球の実態から鑑みて試合中に混乱を招く可能性があることから、規則適用除外とする。

8. 負傷選手のベンチ入りの取り扱いについて

大会前または大会中の負傷で試合出場が不可能となった選手（例えば手足の骨折など）のベンチ入りについて、「医師の診断書で試合出場が不可能となった選手でも、試合には出場しない条件でベンチ入りは認めることとするが、試合前後のあいさつをはじめ、伝令、ベースコーチなど試合にどの程度参画させるかは、当該選手の負傷の程度を勘案して大会本部が決定する」とする。
(規則 3.17)

9. オーダー用紙の取り扱いについて

オーダー用紙の誤記に関する事例の取り扱いを次の通りとする。

(注) 登録選手とは、当該大会に選手登録された選手をいう。

オーダー用紙とは、当日ベンチ入りする選手すべてを記載したもの。

ケース 1 ; 試合前のオーダー用紙交換時点で大会本部の登録原簿照合により誤記に気付いた場合。

(処置) 出場選手、控え選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて書き改めさせ、罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていても同様の取り扱いとする。

ケース 2 ; オーダー用紙交換終了後、試合開始までに誤記が判明した場合。

(処置) 誤記に関する訂正は認められない。登録原簿通り記載された選手しか出場資格はないが、チーム全体の没収試合とはしない。

ケース 3 ; 試合中に誤記が判明した場合。

(処置 1) 登録選手間の背番号の付け間違いは、判明した時点で正しく改めさせ、罰則は適用しない。

(処置2) 登録外選手が判明したときは、実際に試合に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、チーム自体の没収試合とはしない。(代打などの通告を本部で原簿照合して判明したときなど)

(処置3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後判明したときは、大会規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利を取り消し、相手チームに勝利を与える。(規則 4.01)

10. 試合到着遅れの選手の取り扱い

何かの事情で当該選手だけが試合会場に遅れてきた場合、あくまでプレイがかかるまでに会場に到着しなければ出場資格がないとし、その取り扱いを次の通りとする。

▽ 出場選手は大会規則で定められた時刻までに球場に到着しなければならない。何かの理由で遅れてきた場合、大会本部がやむを得ないと認めた理由がない限り、試合開始の挨拶で両チームが整列するまでに到着しなければ試合に出場することができない。ただし、試合出場が認められない選手であってもベンチに入ることは許される。(規則 4.01)

11. 試合開始前の負傷による選手変更の特例

メンバー交換の後、試合開始前の両チーム整列までの間に、メンバー表に記載された選手が突発事故の発生により止むを得ず先発出場が不能となった場合、控え選手を交代出場させることができる。その場合、出場不能となった交代選手は試合に出場しなかったことになり、回復すれば以後の試合に出場することができる。(規則 4.01)

12. 審判員が試合の途中で打ち切りを命じたときに正式試合となる回数の規則

4.10(c)については、高校野球では5回とあるのを7回と読み替えて適用する。

13. 得点差コールドゲームについて

正式試合となるコールドゲームを採用する場合は、5回10点、7回7点と統一する。ただし、選抜高等学校野球大会ならびに全国高等学校野球選手権大会では適用しない。(規則 4.10)

14. 延長回数の制限

選手の健康管理を考え、延長戦は15回で打ち切り、後日改めて再試合を行う。

15. タイブレイク制度の採用について

～ 硬 式 ～

平成27年度の春季地区大会では、タイブレイク制度を採用する。

その他、春季都道府県大会と秋季地区大会および同都道府県大会では、主催連盟が各大会前に参加校に周知したうえで、タイブレイク制度を採用することができる。

ただし、選抜高等学校野球大会ならびに全国高等学校野球選手権大会および同地方大会ではタイブレイク制度は採用しない。

～ 軟 式 ～

春秋地区大会および同都道府県大会ならびに全国高等学校軟式野球選手権地方大会(都道府県大会含む)では、主催連盟が各大会前に参加校に周知したうえで、タイブレイク制度を採用することができる。

ただし、全国高等学校軟式野球選手権大会ではタイブレーク制度を採用することとし、12回終了時に同点の場合13回からタイブレークを開始する。「タイブレーク導入開始回」以外については次の「タイブレーク規定」に準ずる。

タイブレーク制度の運用は以下の規定通りとする。 (規則 4.10)

▽ 「タイブレーク規定」

(1) タイブレーク導入開始回について

(A) 9回終了時に同点の場合、10回からタイブレークを開始する。

(B) 12回終了時に同点の場合、13回からタイブレークを開始する。

主催連盟が(A)、(B)のいずれで実施するかを選択するものとする。

(2) 無死、走者1、2塁の状態から行うものとする。

(3) チームは、タイブレーク初回の攻撃を開始するにあたり打順を選択することができるものとする。(次回以降は前イニング終了後からの継続打順)

① 両チームは事前に配布する「選択打順申告用紙」にタイブレーク初回となるときの「先頭打者氏名」「1塁走者氏名」「2塁走者氏名」を記入する。

② この場合の2人の走者は、前項の先頭打者の前のものが1塁走者、1塁走者の前の打順のものが2塁走者となる。

(4) タイブレーク開始前に両チームの主将は本塁上に集合し、記入済みの「選択打順申告用紙」を球審に提出し、審判委員と両チーム主将が確認する。

これ以降で、守備側の選手交代およびポジション変更、攻撃側の代打および代走は認められる。

(5) 延長回に入り、降雨等でやむなく試合続行が不可能になった場合は引き分け再試合とする。

(6) タイブレーク開始後、15回を終了し決着していない場合はそのまま試合を続行する。ただし、一人の投手が登板できるイニング数については15イニング以内を限度とする。

(7) 決勝戦は、原則としてタイブレーク制度は適用しない。

※ 「明治神宮野球大会」と「国民体育大会(硬式・軟式とも)」では、両大会のタイブレーク規定を適用する。

▽ 公式記録の取り扱い

(1) チームおよび個人の記録は、すべて公式記録とするが次項以下に掲げることには留意する。

(2) 投手成績

① 規定により出塁した2走者は、投手の自責点としない。

② 完全試合は認めない。

③ 無安打無失点試合は認める。

(3) 打撃成績

① 規定により出塁した2走者の出塁記録はないものとする。ただし、「盗塁」「盗塁刺」「得点」「残塁」等は記録する。

② 規定により出塁した2走者を絡めた「打点」「併殺打」等はすべて記録する。

16. 引き分け抽選制度の採用について

春秋地区大会ならびに同都道府県大会では、主催連盟が各大会前に参加校に周知したうえで、引き分け抽選制度を採用することができる。

引き分け抽選制度は、選抜高等学校野球大会ならびに全国高等学校野球選手権大会、同地方大会および全国高等学校軟式野球選手権大会、同地方大会（都道府県大会含む）では適用しない。

また、引き分け抽選制度と前項のタイブレーク制度の併用はできない。

引き分け抽選制度の運用は以下の規定通りとする。（規則 4.10）

▽ 「引き分け抽選規定」

(1) 最終回終了時に同点の場合、引き分け抽選制度を適用する。

(2) 採用する場合の実施方法

- ① あらかじめ 18 通の封筒（中に二つ折りした用紙を入れる）を用意し、その中の 1 通に○印を記載した用紙を入れておく。
- ② 最終回終了後、両チームの選手は試合開始前同様にホームプレートを挟み整列する。
- ③ 最終回終了時に出場していた 9 人（両チームの 18 人）全員が一步前に出て、球審からあらかじめ用意された封筒を引く。
- ④ 全員が引き終わり、審判委員は両チームの封筒を回収。
- ⑤ 審判委員が開封し、○印の入った封筒を引いたチームを上位進出校として球審がコールする。

17. 変則ダブルヘッダーの規制

公式戦で、いわゆる準決勝と決勝を同日に行う変則ダブルヘッダーは原則として開催できない。ただし、天候などによる順延でやむを得ない場合は除く。なお、やむを得ず実施する場合は、投手が登板できるイニング数は両試合を通じて合計 15 イニング以内とする。2 試合目も登板が予定される投手は第 1 試合後のアイシングはしないこと。（規則 4.13）

18. チームまたは選手が大会参加者資格規定に触れたときは、それが分かった時点で相手校に勝利を与える。

なお、責任教師、監督が、大会参加中の試合に関する不正行為をしたときは、同様に相手校に勝利を与える。

- (1) 大会参加者資格規定に触れたチームが大会組み合わせ抽選会後に判明した場合、失格として相手校を不戦勝にする。
- (2) 大会参加者資格規定に触れたチームが試合中に発見されたときは、ただちに試合を没収して相手校に勝利を与える。
- (3) 大会参加者資格規定に触れたチームが試合後に判明したときは、そのチームの勝利を取り消し、最後に試合を行ったチームに勝利を与え、それ以前にさかのぼって再試合は行わない。（規則 4.15）

19. バントとは、バットをスイングしないで、内野をゆるく転がるように意識的にミートした打球である。自分の好む投球を待つために、打者が意識的にファウルにするような、いわゆる“カット打法”は、そのときの打者の動作（バットをスイングしたか否か）により、審判員がバントと判断する場合もある。（規則 6.05(d)）

20. 規則 6.06(c) 走者が盗塁を企てたとき、捕手の送球を打者が妨害したかどうかの判断は、打者が現実に捕手の守備行為を妨げたかどうかによることを原則とするが、高校野球では紛らわしい動作をしたときにも適用することがある。

21. 規則 7.06(a) 【付記】(捕手のブロック) の適用について、高校野球では捕手は、『ボールを保持しているときしか塁線上に位置することはできない』こととする。
〔規則適用上の解釈〕

(1) 走塁妨害を適用するのは、『あくまで捕手のその行為がなければ当然本塁に到達できた』と判断できる場合である。

(2) 捕手のその行為が走塁妨害にもかかわらず、瞬間的に「アウト」のコールをした場合でも、改めて「オブストラクション」の宣告をしない。

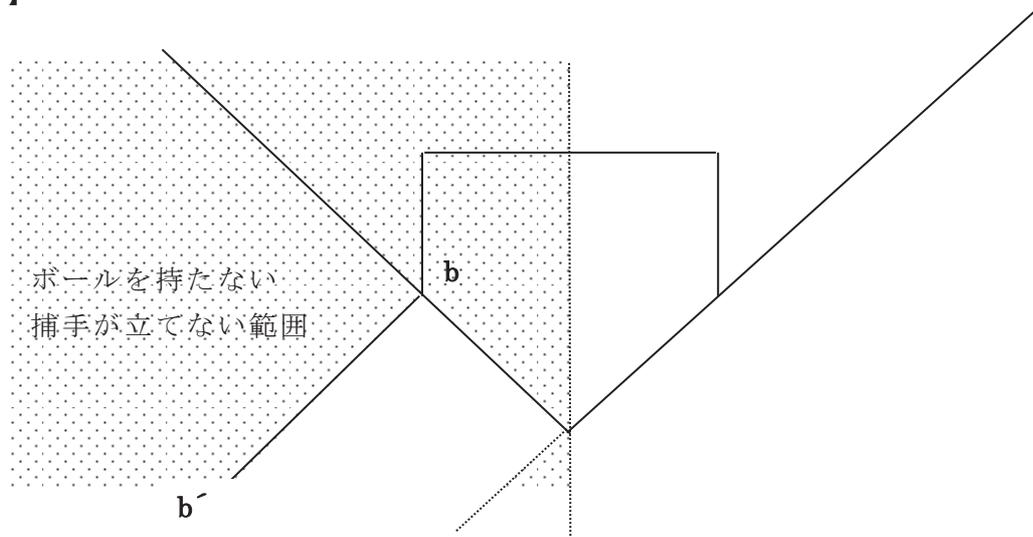
(3) 走塁妨害適用外であってもそのような行為があった場合は、試合を停止したうえで、捕手に対して厳重に注意すること。

(4) ボールを保持する前の捕手の立つ位置は次の通りとする。

① ホームベースの中央線より右側に立ち、ベースの左半分を走者に見えるようにすること。

② また、捕手がホームベースより後方に位置するときでも、ホームベースと三・本間のラインが重なる三塁よりの接点(別図 b 点—b') から前方に出てはいけない。

【別図】



(5) 捕球してからの動き

ボールを保持しているときは、塁線上に移動してタッグをしてもよい。

(アマチュア野球内規⑦参照)

22. 投手が投球する方の手を口または唇につけた場合、審判員はただちに「タイム」をかけ警告するとともに、そのボールを交換することとする。

また、投手が投げ手をロジンに触れた後、粉を掃うために息を吹きかけることは認めない。

なお、寒い日などの試合では、試合開始前あるいは試合途中からでも、申し出があれば両チームの同意により、審判員は投手が手に息を吹きかけることを認めることがある。

(規則 8.02(a) アマチュア野球内規⑩)

23. 高校野球では、負傷等の応急処置として、テープなどの使用を認めることがある。この場合、担当審判員の許可を得たうえ、肌の色に近い目立たないものを使用し、特に投手は、投球に影響を与えるものは使用できない。（規則 8.02(b)）

24. 規則 8.05 ペナルティの死球の取り扱いについては、臨時代走者（高校野球特別規則 6）に鑑み、次のとおりとする。

走者 2 塁、3 塁、2・3 塁、1・3 塁時に投手がボークをして、投球が打者の頭部に当たった場合、高校野球ではボークがなかったものとし、打者（臨時代走者）を一塁へ進め、走者は元の塁で試合を再開することとする。

ただし、正式試合の最終回の裏、または延長回の裏で試合を決するような場合（走者 3 塁、2・3 塁、1・3 塁）は、投手のボークを適用する。

25. 監督またはコーチが、マウンド上の投手のもとへ行く回数を規制した規則 8.06 は、高校野球では、試合中監督はグラウンドへ出ることができないと定められているので適用しない。

26. 試合の進行をスムーズにするために、下記の規則を採用する。

(1) 守備側の伝令によるタイムの制限

① 監督の指示を伝える伝令は、マウンドにいける回数を一試合に 3 回までとする。

注) 回数は球審と控え審判で確認し、球審は伝令のたびにベンチの監督とタイムの回数を指差し確認する。都道府県大会や地区大会で控え審判がない場合は、球審と守備についている側の塁審（一塁側が守備についている場合は一塁塁審、三塁側が守備についている場合は三塁塁審）が確認する。

② 延長回に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、1 イニングにつき 1 回だけマウンドに行くことが許される。

③ この場合の伝令がマウンドに行くとは、ファウルラインを越えたかどうかを基準とする。

④ 伝令は、審判員が“タイム”を宣告してから 30 秒以内とする。

注) 計時は控え審判が行い、球審に知らせることとする。

都道府県大会や地区大会で控え審判がない場合は、守備についている側の塁審が計時する。

⑤ 内野手(捕手を含む)が 2 人以上マウンドに行った場合は、1 回にカウントする。

注) 野手がマウンドに集まることについては、各塁と投手板の間の中間距離を目安とし、それを越えた場合は、1 回としてカウントする。この場合も、球審は守備側のベンチに向かって指でその伝令回数を知らせる。

⑥ 投手交代の際に野手がマウンドへ集まることや、この時に伝令がマウンドに行ってもタイムの回数にカウントしない。ただし、野手が定位置に戻り、投球練習が終了しようとする時に伝令がマウンドに行った場合は、回数としてカウントする。

⑦ 投手が塁や本塁のカバーリングをした後、内野手のうち 2 人が投手に近寄りマウンド周辺までついて行く場合、よどみなく自然の流れの中での動きと審判員が認めたときは、タイムの回数とは数えない。しかし、立ち止まって作戦の打ち合わせをしていると見なされるときは、タイムとしてカウントする。

(2) 攻撃側の伝令によるタイムの制限

- ① 打者および走者に対する伝令は、一試合につき3回を限度として許される。
- ② 延長に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、1イニングにつき1回だけ伝令を使うことが許される。
- ③ 攻撃側に責任なく試合が中断（例えば選手の怪我や選手の交代など）した際の伝令は、回数としてカウントしない。
- ④ 伝令は、審判員が“タイム”を宣告してから30秒以内とする。
- ⑤ 回数の確認は、守備側の伝令と同じ方法で行う。

(3) 相手側のタイム中に伝令を出すことは認められるが、相手側のタイムが終了してもなお継続する場合はそのチームのタイムとしてカウントする。

また、打者をベンチに呼び戻すことは禁止する。 (規則 8.06)

27. 規則 9.02(c)【原注】では、〈打者がハーフスイングをし、球審がストライクの宣告をしなかったときに、守備側から塁審のアドバイスを求めるよう要請することができる〉となっている。

ハーフスイングをリクエストする捕手は、打者を指差し、口頭で「スイング」「振った」と球審に要請することとする。したがって、捕手が一塁や三塁の塁審に対して直接指差ししてリクエストすることはできない。ただし、監督は、打者が振ったか否かについて、ベンチ内から捕手に指示することはできるが、伝令を使うことは禁止する。

バントは定義上スイングではない、となっているが、高校野球では、バントのときでもハーフスイングのときと同じく、球審は塁審にアドバイスを求めることができることとする。

28. 審判員に対して規則適用上の疑義を申し出る場合は、主将、伝令または当該選手に限る。 (規則 9.02(b))

平成 27 年度高校野球用具の使用制限

	アイテム	要 項
1	ユニフォーム	<p>■生地（柄含む）・カラー・型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャツとパンツは同一カラーでなければならない。（ツートンカラーは使用できない。） ・メッシュやシャドーストライプなどの織柄シャツを着用する場合は、シャツとパンツで同色に見えることとする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(メッシュ×パンツ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(ショートストライプ 柄メッシュシャツ×ショートストライプ 柄ニットパンツ)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・生地廃番によるユニフォームの素材違い（同一カラー）の混在は可とする。但し、移行期間は3年とする。 <p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p><マーク加工表記・仕様></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名、校章、都道府県名、地名は可。 ただし、校名、校章に準じるものは差し支えない。（都道府県を象ったマークを袖に表示することは可。） ・刺繍及び昇華プリントの混在は可とする。 <p><ライン加工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャツ・パンツへのライン加工（パイピング加工含）は可とする <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストッキングは見せることとする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(レギュラーカット)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(ショートカット)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・極端に絞った変形パンツは使用できない。
2	帽子	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p>■本体の仕様</p> <p><加工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帽子底部断面へのサンドイッチ加工は、可とする。 (カラー制限はない。) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

3	アンダーシャツ	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォーム着用時、外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ・ユニフォーム着用時、外部から見えない表面へ商標をつけることは可とするが、着用時に商標が透けて見えないよう注意、指導する。 <p><マーク加工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンダーシャツの襟首部分等、外部から見える表面に、学校名などの表記はできない。
4	ストッキング	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p><マークの加工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名、校章などの表記はできない。 <p>■型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くりぬきなしのストッキングの使用を認める。  <ul style="list-style-type: none"> ・くりぬきの高さはチームで統一することが望ましい。
5	ソックス	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーソックスは必ず着用すること。(白に限る)
6	ベルト	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体同色の型押し以外のものをつけてはならない。 <p>■カラー</p> <p><本体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックまたはネイビーとし、光沢のある素材は使用できない。 <p><バックル部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー、ゴールド、ブラック、ネイビーに限る。
7	コート類	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p><マーク加工表記></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名・校章は、それぞれ1箇所まで可とする ・氏名または番号を入れる場合は、袖部のみ可とする。その大きさは、(縦)4センチ×(横)7センチ程度とする。 <p>■その他</p> <p><型・使用の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フード付のコート等は使用できない。 ・ベンチコート等、ロングコートの使用は選手・指導者に関わらず使用できない。 ・ベンチ内のコート類の着用においては、グランドコート・Vジャン・フリース・ジャージなどタイプの違う商品(それぞれのタイプは同一デザインに限る)の混在は可とする。ただし、2種類までとする。
8	スパイク	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標はペロ部に1箇所のみ入れることが可能であるが、その大きさは(縦)3センチ×(横)5センチ以内とする。 ・靴底部には10平方センチ以内の大きさで1箇所表示することができる。その色は靴底と同系色とする。 <p>■カラーおよび、その他</p> <p><甲被></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面カラーはブラック一色とする。 ・スパイクの表面には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は可とする。 ・校名・校章・氏名・番号などの表記はできない。 <p><ライン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラインを両サイドにそれぞれ1箇所、本体の黒と同色で入れることができる。 ライン部の表現方法は、本体素材と同一素材あるいは異素材による取り付け、型押し加工、プリント等を認めるが、光沢あるラインは認めない。

		<p><靴底></p> <ul style="list-style-type: none"> 靴底本体のカラーはブラックを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ゴールド・シルバーとする。 ただし、その面積は50%を超えてはならない。(レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。) 革底の場合、底の本体カラーにブラウン系も使用できる。
9	トレーニングシューズ	<p>■マークの表記</p> <ul style="list-style-type: none"> ※スパイクに準じる 氏名または番号を入れる場合、甲部分（ペロ革部分周辺やマジックテープベルト部）一箇所のみとする。 <p>■カラーおよび、その他</p> <p><甲被></p> <ul style="list-style-type: none"> 本体カラーは、ホワイトまたはブラック一色とする。 スパイク同様にブラックの本体には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は使用を可とする。 甲部におけるDカン及びハトメ金属部に使用できるカラーは、ホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 <p>(靴底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 靴底のカラーは、ホワイト・ブラック・ネイビー・グレーとし、同一色でなくても構わない。
10	グラブ・ミット	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> その大きさは縦4センチ、横7センチ以内とする。 商標の材質は、布片に刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 表記箇所は、背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1箇所とする。 投手用グラブに商標を表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。 <p>■カラー</p> <p><カラー> <u>※投手用・捕手用・野手用 共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラックとする。 また使用できるカラーであれば、表部と裏部（平裏）部のカラーが違っていても使用可とする。 品名・品番・マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、ブラックまたは焼印の自然色でなければならない。 <p><縫い糸></p> <ul style="list-style-type: none"> 特にカラー制限を定めない。 <p><ハミ出し></p> <ul style="list-style-type: none"> グラブ本体と同系色で目立たないもの、または革の自然色とする。 <p><しめひも></p> <ul style="list-style-type: none"> 投手用グラブで本体と異なる色のしめひもについては、公認野球規則1・15の通りとする。 ただし、しめひもが本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。 野手用（捕手含む）のしめひもは、本体カラーと同系色とする。 ただし、ブラックとブラウン系のしめひもに限っては本体カラーにかかわらず使用できる。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> グラブ、ミットの表面（受球面・背面）に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。 捕球面と背面が同一カラーであれば、革の表面への処理（スムーズ加工やシボ加工、パンチング加工）の違いは使用を認める。 しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。
11	ヘルメット	<p>■マークの表記</p> <p><マーク></p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルメットの表面には校名およびその頭文字、校章、番号の表記は認める。 マーク（校名およびその頭文字・校章）の表記は前頭部1箇所のみとし、側頭部への表記は禁止とする。 番号については、後頭部または側頭部への表記を認める。 <p>■カラー、その他</p> <p><カラー等></p> <ul style="list-style-type: none"> 本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 表面がつや消し処理されたヘルメットの使用は認める。 <p><使用義務></p> <ul style="list-style-type: none"> 打者用・捕手用・ベースコーチとも、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 打者およびベースコーチは、必ず両耳付のものを着用する。

12	バット	<p>■金属製バット 金属製バットは、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 <カラー・その他> ・本体色はシルバー系、ゴールド系またはブラックとする。ただしプレイの妨げとなるような反射するものは認めない。 ・グリップテープの色は、ブラックまたはブラウン系の単色とし、本体同色の型押し加工のものは使用できる。</p> <p>■木製バット 木の自然色の他、着色バットの使用を認める。 ただし、使用できる着色バットは、全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。</p> <p>■金属製および木製バット 商標は次の通りとする。 (1) バットの先端部分にはモデル名とバットの品名・品番・サイズ・材種のみを表示するものとし、商標は表示できない。この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦5センチ、横9.5センチ以内とする。文字の大きさは縦、横ともに2センチ以内でなければならない。 (2) 握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示するものとし、この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦6.5センチ、横12.5センチ以内とする。 (3) 金属製バットで製造業者（日本高等学校野球連盟で使用認可の登録を受けた業者）の名称1、2項と別に表示する必要のある場合は、握りに一番近い部分に表示することとし、大きさはバットの長さに沿って、縦1センチ、横4センチ以内とする。 (4) これらの表示は本体カラーがシルバー系・ゴールド系の場合はブラック、本体カラーがブラックの場合はシルバー系またはゴールド系とし、すべて同一面の1箇所だけとする。 (5) 但し、軟式用バットの表示の大きさは、先端部のモデル名表示、握りに近い部分の製造業者または製造委託業者の名称を含めて縦8センチ、横28センチ以内とし、2箇所（表面・裏面）まで認める。なお、1文字の大きさは問わない。 また、軟式用バットはテーパー部にはリング等商標と認識されない印刷は認める。</p> <p>■その他 ・マスコットバットの長さの制限については、通常のバットの長さ（42インチ以下）と同様とする。 ・グリップエンド部に、番号をシール等で表示することは認める。（ただし、イニシャル等番号以外は不可とする。）</p>
13	手袋	<p>■マークの表記 <商標> ・手袋の素材と同色のものを表面の1箇所のみに表示することとし、その大きさは7平方センチ以下とする。</p> <p>■カラー、その他 <カラー> ・ホワイト（革の自然色含む）またはブラック一色とする。 ・手袋本体に使用する素材（商標を含む）は、表面感や表面柄感を統一する必要はないが、ホワイトおよびブラック一色に見えることとする。 <使用制限> ・当て革補強（衝撃吸収材内蔵含む）を施した手袋の使用は認める。 ・スプレイの使用は手袋の磨耗が激しく、打者が優位になることもあるので禁止する。 ・出塁時に、ひとまわり大きいサイズの走塁用手袋の使用は認めない。 ・守備時の野手の手袋の使用を認める。</p>
14	サポーター	<p>■マークの表記 <商標> ・本体素材と同色のものを1箇所のみ表示ができる。その大きさは7平方センチ以下とする。</p> <p>■その他 <使用制限> ・テーピングと同様の効果が得られる手首、足首、指等の保護ガード（サポーター等）は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。ただし、色はホワイト・ブラック・ベージュのいずれか一色とする。 また、手袋と一体型のものの使用も認める。 ・肘のサポーターは、外から見える部分には使用出来ない。</p>
15	レッグガード エルボーガード	<p>■マークの表記 <商標> ・表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。</p> <p>■その他 <使用制限> ・レッグガード、エルボーガードの使用を認める。 ・その本体カラーはホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。</p>

16	捕手用具	<p style="text-align: center;">プロテクター・レガース・スロートガード</p> <p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）もつけてはならない。 <p><カラー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラック・ネイビー色とする。 <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・投球練習時（座って捕球する時）には、捕手用具を装着すること。 <p style="text-align: center;">マスク</p> <p>■カラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラック・ネイビー色とする。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロートガード一体式でないマスクを着用する場合は、スロートガードを取り付ける必要がある。またそのカラーは、本体同色とする。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・スロートガード一体式マスクを着用する場合、スロートガードを取り付ける必要はない。 <div style="text-align: center;">  </div>
17	捕手用膝パッド	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面にはいかなる商標もつけてはならない。 <p>■カラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体色はレガースと同じ色とする。 <p>■その他</p> <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕手の膝痛を軽減する目的で、レガースに装着するパッドの使用を認める。
18	サングラス	<ul style="list-style-type: none"> ・サングラスを使用する可能性のある時は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。 ・メガネ枠はブラック、ネイビーまたはグレーとし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。グラスの眉間部分へのメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。また、著しく反射するレンズのサングラスの使用は認めない。
19	マウスピース	<ul style="list-style-type: none"> ・白または透明なものに限り使用を認める。
20	投手用ヘッドギア	<ul style="list-style-type: none"> ・打撃練習時において、投手およびマシン球投入者は「製品安全協会」のSGマークが付けられているものの着用を義務付ける。
21	審判用具	<ul style="list-style-type: none"> ・審判用マスク （本体）ブラック・ネイビーとする。 （パッド）ブラック・ネイビー・ブラウン系とする。 ・ボールケースのカラーはブラック・ネイビーまたはグレーとする。

宮城県高等学校野球連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟を宮城県高等学校野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を会長又は理事長勤務の学校内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は本県高等学校野球の健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 高等学校野球大会の開催
- 2 高等学校の野球に関する調査ならびに指導奨励
- 3 その他連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本連盟は宮城県内にある加盟高等学校野球部（硬式・軟式）を以て組織する。

第6条 本連盟は、東北地区高等学校野球連盟および日本高等学校野球連盟に加盟するものとする。

第7条 本連盟は、円滑な事業遂行のために次のことを定める。

- 1 県内を次の四地区に分け、各地区に支部を置く。各地区の所属校は別途定める。
北部 中部 東部 南部
- 2 大会ごとに運営委員会を設置する。
- 3 軟式野球の全加盟校をもって、軟式野球部会を構成する。軟式部会は本規約の下に別途規約を定め、会務を行う。
- 4 本連盟は附属審判団を組織し、その助成を通じて審判員の育成を図る。

第8条 本連盟は、事業と会務の円滑な推進のために専門委員会を置くことができる。専門委員会に関する規定は別途定める。

第4章 役 員

第9条 本連盟に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1 会 長 1 名

- 2 副 会 長 8 名
- 3 理 事 長 1 名
- 4 副理事長 1 名
- 5 事務局長 1 名
- 6 会計理事 1 名
- 7 常任理事 4 名
- 8 理 事 17 名（地区理事 12名、軟式理事 3名、審判理事 2名）
- 9 監 事 3 名

第10条 会長および副会長は評議員会において加盟高等学校長の中から推挙する。

第11条 理事長・副理事長及び事務局長・会計理事・常任理事は理事会において人選し、評議員会に諮り決定する。監事は会長が委嘱する。

第12条 第11条にある職の他で、地区理事は評議員会において各地区毎に、軟式理事は軟式部会で、審判理事は附属審判団でそれぞれ選出し、評議員会で承認を得る。

第13条 本連盟に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。

第14条 欠員補充の役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行なう。

第5章 職 務

第15条 役員は以下に定める職務を行う。

- 1 会長は本連盟を統轄代表し、会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代行する。また、各地区の支部長、副支部長、軟式部の部会長を務める。
- 3 理事長は会務処理の責に任じ、理事会を主宰する。
- 4 副理事長は理事長を補佐する。
- 5 事務局長は常時会務処理を統括する。
- 6 理事は常时会務の処理をする。
- 7 会計理事は本連盟の経理事務を処理する。
- 8 顧問は会長に対し必要な助言をする。
- 9 監事は会計を監査する。

第6章 理 事 会

第16条 理事会は、監事を除く役員で構成し、会長が招集し、下記の事項を審議する。

- 1 大会の運営に関する事項。
- 2 評議員が附議する事項。
- 3 評議員会より委任された事項。
- 4 会計に関する事項。
- 5 選手資格の審査に関する事項。
- 6 緊急を要する事項。
- 7 その他必要と認められる事項。

第17条 会議の議長は会長とし、会長に事故があるときは副会長が務める。会長及び副会長ともに事故があるときは、理事長を議長とする。

第18条 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。議決は、出席者の過半数をもって以上でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

第19条 常任理事会は会長・理事長・副理事長・事務局長・会計理事・常任理事をもって構成し、理事会、評議員会の開催日以前に会長が招集し、下記の事項を審議する。

- 1 理事会に提案する議題の審議及び確認。
- 2 緊急を要する議題の審議。

第7章 評議員会

第20条 評議員は加盟高等学校野球部長（責任教師）とする。

第21条 評議員会は、監事を除く役員と評議員で構成し、毎年2回4月と12月に会長が招集し、開催する。その他会長が必要と認めたとき、又は理事会の要求があった場合、会長は臨時評議員会を招集する。

第22条 評議員会において審議する事項は次のとおりである。

- 1 事業計画及び予算に関する事項。
- 2 事業報告及び決算に関する事項。
- 3 本規約の改正。
- 4 理事会において採択した事項。
- 5 その他必要と認められた事項。

第23条 評議員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。但し、委任状は認める。議決は、出席者の過半数以上でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

第8章 経 理

第24条 本連盟は各高等学校野球部の負担金、寄付金、その他の収入をもって運営する。

第25条 加盟校は規定の負担金を納入する。金額は別途定める。

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 附 則

この規約は昭和25年4月1日より施行。

昭和29年 一部改正

昭和33年 一部改正

昭和35年 一部改正

昭和42年 一部改正

昭和56年 一部改正

平成3年 一部改正

平成15年 一部改正

平成19年 一部改正

宮城県高等学校野球連盟軟式野球部会規約

第1条 宮城県高等学校野球連盟に軟式部会を置く。

第2条 軟式部会は宮城県高等学校野球連盟の軟式野球関係の事業について企画および運営にあたる。

第3条 軟式部会には次の役員を置く。なお、任期は2年とし、再任は妨げない。

部会長 1名 常任委員長 1名 常任副委員長 2名
常任委員 若干名 監事委員 若干名

第4条 部会長は県高野連規約第4章第7条により選出される。

第5条 常任委員長は常任委員の中から互選し、会務を執行する。

また、県高野連の理事を兼務する。

第6条 常任副委員長は常任委員の中から互選し、常任委員長を補佐する。うち1名は会計を担当する。また、県高野連の理事を兼務する。

第7条 常任委員は各校顧問より選出され、各大会の運営にあたる。

第8条 常任委員会は常任委員長が必要に応じ、部会長の承認を得て開催する。

第9条 監査委員は各校顧問より選出し、会計の監査を行う。

第10条 本部会の経費は加盟校よりの加盟金・各大会運営費および県高野連よりの補助金をもってこれにあてる。

第11条 本部会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条 この規約は平成8年4月1日より施行する。

平成15年4月11日 一部改正

宮城県高等学校野球連盟慶弔規定

第1条 この規定は、本連盟加盟校の部員および役員等（顧問、役員、部長、監督、および附属審判団）の慶弔に関することを定める。

第2条 加盟校の部員および役員等が死亡した場合は次の弔慰金を贈る。

- (1) 加盟校の部員が本連盟主催（日本高野連主催、東北地区高野連主催を含む）の大会において死亡した場合は弔慰金として10,000円を贈る。
- (2) 本連盟の役員等が死亡した場合は弔慰金として20,000円を贈る。
- (3) 本連盟の役員等の配偶者が死亡した場合は弔慰金として10,000円を贈る。
- (4) 加盟校の部員および役員等の死亡に関しては弔電を打つ。
- (5) その他については常任理事会で決める。

第3条 加盟校の部員および役員等が入院した場合は次の見舞金を贈る。

- (1) 加盟校の部員が本連盟主催の大会において負傷し、1ヵ月以上の入院をした場合は見舞金として5,000円を贈る。
- (2) 本連盟の役員等が病気又は負傷により、1ヵ月以上の入院をした場合は見舞金として5,000円を贈る。

第4条 本連盟の顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、会計理事、庶務理事、軟式野球部常任委員長、審判団長がその任を終え職を辞した場合は記念品を添え感謝状を贈る。

第5条 永年勤続（満10年、20年、30年）で本連盟の発展に貢献し、多大の功績があった役員等についてはその都度記念品を添え表彰状を贈る。

第6条 各加盟校の第3学年生部員1名以内に優秀選手賞もしくは功労賞を贈る。

第7条 加盟校が、全国大会（選手権大会、選抜大会、国民体育大会、神宮大会）に出場するときは祝い金（餞別）として30,000円を贈る。また、東北地区大会（軟式野球選手権二次予選は除く）に出場するときは祝い金として10,000円を贈る。

第8条 その他、特に必要と認める場合は常任理事会で審議し決定する。

第9条 本規定は、平成7年4月13日に改定し、施行する。

宮城県高等学校野球連盟附属審判団団則

名称及び事務所

第1条 本団は、宮城県高等学校野球連盟附属審判団（略称「高野審」という）と称する。

第2条 本団の事務所を団長宅に置くものとする。

目的及び事業

第3条 本団は、宮城県高等学校野球連盟（以下「高野連」という）主催の各種野球大会等に審判員を派遣し、学生野球の健全な発展と団員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本団の目的達成のため次の事業を行なう。

- 1 高野連主催等の試合に審判員を派遣すること。
- 2 審判技術向上のために必要な事項。
- 3 その他必要な事項。

組 織

第5条 本団は、高野連加盟学校長及び野球部長の推薦を受けた者並びに本団理事会で推薦された者をもって構成する。

第6条 本団の運営を円滑に行うため次の地区を置く。

- 1 東部地区
- 2 北部地区
- 3 中部地区
- 4 南部地区

第7条 本団に、技術部を置く。

- 1 技術部は審判技術向上のため、研修会等を企画実施し指導にあたる。
- 2 技術部員は理事会で各地区（1名）から推薦された4名を含む6名を団員から選出し、その中から技術部長を理事会で指名する。

役 員、任 期

第8条 本団に、次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

- | | |
|---------|------------|
| 1 団 長 | 1 名 |
| 2 副 団 長 | 1 名 |
| 3 総務理事 | 1 名 |
| 4 会計理事 | 1 名 |
| 5 企画理事 | 1 名 |
| 6 理 事 | 8 名（各地区2名） |

7 監 事 2 名

8 高野連理事 2 名

- 第9条 1 団長、副団長、総務理事、会計理事、企画理事および監事は総会において選出する。
2 理事は各地区から選出し、総会で承認を得る。

第10条 本団に、顧問を若干名置くことができる。顧問は総会において推薦し、団長が委嘱する。

役員の職務

第11条 役員は、次に定める職務を行う。

- 1 団長は、本団を統括し各種会議では議長となる。
- 2 副団長は、団長を補佐し団長事故あるときは団務を代務する。
- 3 総務理事は、本団の各種事務を処理する。
- 4 会計理事は、本団の経理事務を処理する。
- 5 企画理事は、大会審判暖簾t楽調整をする。
- 6 顧問は、本団の運営に関し必要な助言を行う。
- 7 監事は、会計を監査し結果を総会で報告する。

第12条 役員会は、団長、副団長、総務理事、会計理事、企画理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- 1 理事会に提案する事項
- 2 緊急を要する事項
- 3 その他の必要な事項

理 事 会

第13条 理事会は、役員をもって構成し、次の事項を審議する。ただし必要と認めたときは団員及び顧問を出席させることができる。

- 1 総会に提出すべき事項
- 2 総会によって委任された事項
- 3 役員の変更に関する事項
- 4 その他の必要な事項

総 会

第14条 総会は、団員をもって構成し毎年1回、4月に団長が招集する。ただし、理事会において必要と認められたとき、又は団員の3分の1以上の要請があるときは、臨時に開催することができる。

第15条 総会においては、次の事項を審議し、2、3及び4については高野連へ報告するものとする。

- 1 事業の計画及び報告に関する事項
- 2 予算及び決算に関する事項
- 3 団則の改正等に関する事項
- 4 役員の選任及び解任に関する事項
- 5 その他必要と認められる事項

第16条 総会は、団員の3分の1以上の出席を要し、出席団員の過半数をもって議決する。ただし、
団則の改正、団の解散の場合は出席団員の3分2以上の同意を必要とする。

第17条 議決に際し可否同数の場合は議長がこれを決する。

会 計

第18条 本団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本団の経費は、審判管理費、助成金、団費、寄付金その他の収入をもって充てる。

附 則

- 1 本団則は昭和42年4月1日から施行する。

昭和46年4月1日一部改正

昭和49年4月1日一部改正

昭和54年4月1日一部改正

昭和57年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成13年4月8日一部改正

平成15年4月6日一部改正

平成19年4月1日一部改正

- 2 本団の事務細則は理事会において定める。

宮城県大会規定

- 1 本大会は当該年度版公認野球規則を適用する。ただしコールドゲームは公認野球規則では5回表裏完了もしくは5回表終了となっているが、本大会では7回表裏完了もしくは7回表終了（点差による場合は5回10点、7回7点）とする。ただし、決勝戦にはコールドゲームを適用しない。
- 2 サスペンデッドゲーム（一時停止試合・継続試合）は適用しない。
- 3 試合が延長戦になって勝敗が決まらないときは、15回で打ち切り、再試合を行う。再試合は原則として翌日の第1試合とする。
- 4 本大会は雨天順延とする。ただし、小雨の場合は決行する。また、日没まで2時間に満たない場合は試合を開始しない。なお、照明設備のある球場については、試合が延長その他の理由で長引き、途中で日没になったときは、照明をつけて試合を続行することがある。
- 5 本大会の審判は宮城県高等学校野球連盟附属審判団があたる。審判委員に対するアピールは、規則適用上の疑問を正すときのみであって、主将または問題の当事者に限る。審判委員の裁定に対しては絶対に服従し、抗議することはできない。
- 6 ベンチに着席する選手（大会参加者資格規定適格者）・責任教師・監督は、選手資格証明書に記載された者に限る。選手は背番号（1～20）を付けたユニホームを着用し、監督は選手と同じユニホームを着用すること。また、責任教師は平服を着用すること。記録員は、平服または背番号のついていないユニフォームを着用すること。なお、記録員は男女を問わない。
- 7 ベンチサイドは組合せ番号の小さい方を1塁側とし、決勝戦まで適用する。
- 8 各チームは試合予定時刻の1時間前までに球場に到着し、本部からメンバー表（出場選手名簿）を受け取り待機すること。責任教師および主将は、前試合6回完了後（早くなる場合もあるため、放送で通知する）、メンバー表（フルネームでフリガナをつける）を記録席に提出すること。同時に主将により攻守を決定する。
- 9 試合前にキャッチボールの時間適宜とフィルディング練習の時間5分間をとる。ただし、フィルディングは試合進行の都合で省略することもある。開始や終了は放送で合図するので厳守すること。

また、フィルディング練習は登録した選手だけで行うことを原則とするが、ノッカーを1名と補助員を3名加えてもよい。ノッカーが2名で同時に内外野にノックする場合、安全のため外野ノックは1塁または3塁後方のファウルテリトリーから行うこと。ノッカーは選手と同じユニホームとスパイクを着用し、ベンチ入りしないノッカーは、フィルディング練習終了後は直ちにグラウンドか

ら退場すること。補助員は選手と同じユニホームと、トレーニングシューズを着用し、 フィルディング練習終了後は直ちにグラウンドから退場すること。監督不在もしくは監督の都合で 責任教師がノックを行うときは、相手チーム及び審判委員の了解を得ること。

10 金属製バットの使用は、日本高等学校野球連盟で認可したものに限る。使用野球用具は、日本高等学校野球連盟が定めた「高校野球用具の使用制限について」で規制したものに限る。

11 メンバー表交換後の選手の交代については、日本高等学校野球連盟が定めた「高校野球特別規則」9、10に従って処置する。また、臨時代走については、同じく「高校野球特別規則」6に従って処置するものとする。

12 試合中の負傷または疾病に対しては、応急手当を施すほかは主催者は責任を負わない。

13 試合中に紛争がおこり、試合の続行が不可能となったときは、紛争を起こした側（応援者も含む）が責任を負い、そのチームを敗者とする。

14 ベンチに持ち込めるメガホンは、監督が指示のために使用する1本のみとする。

15 本大会の試合球は、宮城県高等学校野球連盟公認球（ミズノ・パイン・ゼット・SSK・ローリングス・マツダ・イソノ・サンアップ・ハイゴールド・スミヤ）とする。

16 各学校は、必ず一名の責任教師が引率し、大会中の選手のすべての行動に対して責任を負うこと。

17 大会運営の一切については、大会運営委員会の決定・指示に従うこと。

試合に関する注意事項

1 試合を早く進めることについて

- ① 投手の不必要な牽制は自粛すること。
- ② 外野手から投手への返球を内野手がマウンドまで持って運ばないこと。
- ③ タイムの回数制限が設けられているので注意すること。
- ④ 打者が打撃継続中に、塁上の走者をアウトにしてもボールは回さないこと。
- ⑤ 捕手は2アウト後の次打者の場合でも、プロテクターを取り外して次打者席で待機すること。
- ⑥ 捕手は投手へ返球する際、頻繁に捕手席を離れないこと。
- ⑦ 打者は、ベンチのサインを見るとき、打者席をはずさないこと。
- ⑧ 走者のヘルメットが脱げたときは原則としてタイムはかけず、近くにいる審判委員が走者に手渡す。
- ⑨ 監督は選手をベンチに呼ばないで、必要なときは伝令を通して指示すること。
- ⑩ 監督はベンチからのサインをスピーディーに出すよう心がけること。
- ⑪ イニングの間のミーティングは試合進行を妨げないようスピーディーに行うこと。

2 マナーについて

- ① 選手はきちんとした服装を心がけ、また審判委員や相手チームに対して暴言や汚い野次をとばさないなど、常に立派な態度でプレーすること。
- ② 試合開始、終了時の挨拶で相手チームの選手を威嚇する発声などはしないこと。
- ③ イニングの始めに、内野スタンドにお尻をむけて気合い合わせをする行為は止めること。
- ④ ベースコーチャーは、マナーに充分注意すること（例：野次、セーフの発声、ボックスを離れる、打者に球種やコースを伝える等）。
- ⑤ 本塁でプレーが起きようとしているときに、次打者が周辺に近づき過ぎないように注意すること。
- ⑥ 本塁打を打った打者の出迎えは、ベンチ内外を問わずしないこと。
- ⑦ 打撃時、守備時及び走者時の手袋使用を認める。また、監督などのフィルディング練習の時の手袋使用も従来どおり認める。ただし、色は黒もしくは白の単色とする。
- ⑧ 次打者席には、必ず次打者が入り、投手が投球姿勢に入ったら低い姿勢で待機しているこ

と。

⑨ 打者がバットを振ったか否かについては、捕手が球審に対して、塁審にアドバイスを受けるように要請することができる。また、監督はベンチ内から選手に要請を指示することができる。

3 規則上の問題点について

① 投手は基本的なルールの遵守を徹底すること。

(例：プレートの踏み方、自由足の位置、牽制時のステップ、牽制時の軸足の移動等)

② 投手と捕手の間でのブロックサインは、ボークとなるのでしてはいけない。

また、内野手から投手へのサインは、簡単に取り交わすように注意すること。

③ 捕手がボールを保持しないまま、本塁上でブロックをするケースがあるので注意すること。

④ 走者が、塁ではなく野手に向かってスライディングするようなラフプレーは絶対に行わないこと。

⑤ 盗塁を援助するために捕手の送球直前にスイングしたり、わざと打者席の前の方に出るなどの打者の行為は絶対に行わないこと。

⑥ 死球による安全進塁を得るために、投球のコースに体を入れたり、投球のコースから逃げなかつたりなどの行為はしないこと。

4 その他

① 控えの選手は、必要以外はベンチの中に入っていること（グラウンドでの素振りなどは行わないこと）。

② 審判委員は、ファウルボールの場合は発声するが、フェアボールの時は発声しない（ノーボイス）ので、選手はそのままプレーを続けること（フェアボールのジェスチャーは、片手で行う）。

③ 危険防止のため、試合中、練習中を問わず、捕手が座って投球を受ける場合は、必ずマスク、ヘルメットなどの捕手用具を着用すること。なお、完全装備が無理な場合でも、少なくともマスク、ヘルメットは着用すること。

④ 捕手はベンチ前に出て用具を着用すること（限りなく守備位置に近い方で着用のこと）。

⑤ マスコットバット（トレーニングバット）の使用は認める。

⑥ ベンチ内でのグラウンドコートの着用は原則的には禁止とするが、天候等の状況に応じて審

判委員の許可を得れば、着用を認める。投手が走者になったときも、同様に審判委員の許可を得れば着用できる。

球場使用および大会運営に係わる注意事項

1 球場使用について

① 球場を使用するにあたって、各校は当該球場の使用上の注意事項を遵守すること。

なお、球場ごとの使用上の注意事項については、別途通知する。

② 第1試合開始前の球場での練習は、試合進行上もしくは前項の使用上の制限がある場合を除いて、ウォーミングアップとして、ランニング・体操・キャッチボールおよびトスバッティング程度とする。また、その内容を変更する必要がある場合は、運営委員会で決定し、その都度通知する。

2 大会運営について

① 開会式における入場行進は、校名旗を持って行進する。また、試合中は校名旗を掲揚するとともに、試合終了後に勝利校の校歌を演奏し校名旗を掲揚するので、各校はメンバー表（出場選手名簿）提出の際、校名旗および校歌のテープ（一番のみ、歌の入っているもの）を提出すること。

② 開会式直後に試合を行う学校は、8時30分にメンバー表（出場選手名簿）を提出し、先攻・後攻を決める。このとき、野球用具もベンチに入れて置くこと。

③ 第1試合に先立って国旗、高野連旗等を掲揚するので、選手・責任教師・監督・記録員は、ベンチ前に整列すること。

④ 試合終了後の応援団に対する挨拶はできるだけ早くすませ、次試合チームのためにすみやかにベンチを空けること。

⑤ 各試合の運営・進行は、両チームが積極的に協力して行うこと。

(1) 試合前のグラウンド整備は、両チームで当たること。第1試合の両チームは、遅くとも1時間前にグラウンド整備を行うために集合すること。

(2) 試合進行中の両チームの役割は次のとおりとする。

1) カウントボタン係…………… 1塁側チーム（2名）

- 2) アナウンサー…………… 3 塁側チーム (1 名)
- 3) スコアボード (校名旗掲揚も含む) …… 3 塁側チーム (2～3 名)
- 4) グラウンド・ボールキーパー……………両チーム (各 3 名)
- 5) スタンド・ボールキーパー……………両チーム (各若干名)

*** スタンドでは笛を吹いて、ファールボールへの注意を促すことも行うこと。**

なお、上記の役割遂行が不可能な場合は、相手チームと話し合い、協力を依頼するものとする。

(3) 5 回終了後、両チームはベンチ内の選手 5 名で簡単なグラウンド整備 (投手・捕手の守備位置を除いた内野守備位置：1 塁側チームは 1・2 塁間、3 塁側チームは 2・3 塁間) を行うこと。時間は 2～3 分を目安とする。

(4) 最終試合終了後のグラウンド整備、ベンチ・スタンドおよび通路等の清掃、ゴミの分別回収は両チームで分担して行うこと。

東北地区高等学校野球大会施行規則

東北地区高等学校野球連盟

昭和61年4月1日制定

平成9年1月17日改正

平成11年1月22日改正

平成14年1月16日改正

平成16年1月22日改正

平成19年1月17日現行改正

1 共催及び後援団体について

春季大会は朝日新聞社、秋季大会は毎日新聞社を後援に充てることを原則とし、学生野球憲章に準拠して他に必要な協力団体があるときは役員会の承認を得てこれを共催あるいは後援に加えることができる。

2 参加出場校について

大会参加出場校は各県の優勝校と準優勝校と第3代表校の計18校とする。

第3代表校の決定は各県に一任する。

3 出場者数について

大会出場者数は選手20名、責任教師1名、監督1名、記録員（男女を問わない）1名の計23名とする。なお、シートノック時にノッカー1名、ノック補助員3名（男子に限る）を加えてもよい。

4 日程並びに組合せ決定について

大会開催日程は、5日間を原則とし、その日程は主管県連盟の原案に基づき役員会が協議決定する。その組合せは出場校の抽選で決定するものとする。組合せ抽選方法は別に定める。

5 選手資格について

当該年度選手資格規程に適格なる者で、大会選手資格証明書に記載された者とする。ただし、秋季大会は次年度の選抜大会に出場し得る者でなければならない。大会選手の変更は、該当選手が病気、怪我等の事情により医師の診断書が提出され、出場不可能になった場合に限り、認めることとする。

6 野球規則について

当該年度公認野球規則並びに別に定める大会規定による。

7 使用球について

主管県連盟の試合球を大会使用球とする。

8 大会役員の構成について

大会名誉会長

大会会長 東北地区連盟会長

大会副会長 主管県連盟副会長並びに各県連盟会長

大会委員長 東北地区連盟理事長

大会副委員長 主管県連盟理事長

大会委員 東北地区連盟理事（各県連盟理事長）

・ 競技委員長 主管県連盟理事長

競技委員 主管県連盟委員

顧問及び参与 東北地区連盟及び主管県関係者

審判委員 各県連盟派遣審判委員並びに主管県連盟審判委員

会 計 主管県連盟会計担当者

会計監査 主管県連盟監事

9 予算並びに決算について

(1) 大会予算は主管県連盟が立案し、役員会の承認を経て日本高等学校野球連盟に大会举行届と共に報告するものとする。

(2) 大会終了後は速やかにその収支を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に報告するものとする。

(3) 大会の収支で剰余金のある場合は80%を主管県連盟の、20%を本連盟の年間運営費にそれぞれ繰り入れるものとする。また、不足金が生じたときは50%を主管県連盟が、50%を本連盟の負担とする。

剰余金の処理として東北高野連へは1,000円単位で、1,000円未満の端数を主管県へ繰り出す。

10 大会経費について

大会経費は入場料金、賛助金、その他をもって支弁するものとする。出場校及び役員の旅費並びに宿泊料は下記の通りとする。

(1) 出場校に対しては、旅費並びに宿泊料は春季、秋季とも出場校の負担とする。

(2) 前年度優勝校に対しては、前年度優勝校が大会に出場しないときは、部長1名、選手1名（学割使用特別急行もしくは新幹線往復運賃）の旅費実費と宿泊料1泊分を支給する。

(3) 役員に対しては、旅費並びに宿泊料とも各県連盟負担とする。

(4) 派遣審判委員には特別急行往復運賃及び宿泊料その他は各県連盟の負担とする。

11 試合記録について

大会終了後、主管県連盟は試合記録を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に提出するものとする。

12 大会本部について

大会前日までは主管県連盟事務局に、大会中は球場内に、夜間は本部宿舎に置くものとする。

東北地区高等学校 軟式野球大会施行規則

東北地区高等学校野球連盟

昭和61年4月1日制定 平成14年1月16日改正

平成9年1月17日改正 平成15年1月21日改正

平成9年11月28日改正 平成16年1月22日改正

平成11年1月22日改正 平成19年1月17日現行改正

1 共催及び後援団体について

朝日新聞社、毎日新聞社を後援に充てることを原則とし、学生野球憲章に準拠して他に必要な協力団体があるときは役員会の承認を得てこれを共催あるいは後援に加えることができる。

2 参加出場校について

各県の優勝校の6校に主管県1校と主管県が南ブロックの場合は北東北大会開催県から、主管県が北ブロックの場合は南東北大会開催県から1校を増やして計8校とする。

3 出場者数について

大会出場者数は選手20名、責任教師1名、監督1名、記録員（男女を問わない）1名の計23名とする。なお、シートノック時にノッカー1名、ノック補助員3名（男子に限る）を加えてもよい。

4 日程並びに組合せ決定について

大会開催日程は2日間を原則とし、その日程は主管県連盟の原案に基づき役員会が協議決定する。その組合せは出場校の抽選で決定するものとする。組合せ抽選方法は別に定める。

5 選手資格について

当該年度選手資格規程に適格なる者で、大会選手の変更は、該当選手が病気、怪我等の事情により医師の診断書が提出され、出場不可能になった場合に限り、認めることとする。

6 野球規則について

当該年度公認野球規則並びに別に定める大会規定による。

7 使用球について

全日本軟式野球連盟公認のA号球を大会使用球とする。

8 大会役員の構成について

大会名誉会長

大会会長 東北地区連盟会長

大会副会長 主管県連盟副会長並びに各県連盟会長

大会委員長 東北地区連盟理事長

大会副委員長 主管県連盟理事長

大会委員 東北地区連盟理事（各県連盟理事長）

競技委員長 主管県連盟理事長

競技委員 主管県連盟委員

顧問及び参与 東北地区連盟及び主管県関係者

審判委員 各県連盟派遣審判委員並びに主管県連盟審判委員

会計 主管県連盟会計担当者

会計監査 主管県連盟監事

9 予算並びに決算について

- (1) 大会予算は主管県連盟が立案し、役員会の承認を経て日本高等学校野球連盟に大会举行届と共に報告するものとする。
- (2) 大会終了後は速やかにその収支を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に報告するものとする。
- (3) 大会の収支で過不足金が生じた場合には、主管県連盟で処理する。

10 大会経費について

大会経費は主管県連盟助成費、各県連盟負担金、参加料、賛助金、その他をもって支弁するものとする。出場校及び役員の旅費並びに宿泊料は下記の通りとする。

- (1) 出場校に対しては、旅費並びに宿泊料は春季、秋季とも出場校の負担とする。
- (2) 前年度優勝校に対しては、旅費は支給しない。前年度優勝校が大会に出場しないときは、前年度優勝校の所属連盟の出場校が、原則として代理で優勝旗を返還するものとする。
- (3) 役員については、旅費並びに宿泊料とも各県連盟負担とする。

11 試合記録について

大会終了後、主管県連盟は試合記録を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に提出するものとする。

12 大会本部について

大会前日までは主管県連盟事務局に、大会中は球場内に、夜間は本部宿舎に置くものとする。

東北地区高等学校野球大会規定および注意事項

東北地区高等学校野球連盟

平成6年6月8日制定

平成9年11月28日改正 平成15年1月21日改正 平成16年1月22日改正

平成18年1月20日改正 平成19年1月17日改正 平成20年1月19日現行改正

- 1 本大会は当該年度公認野球規則を適用する。ただし、コールドゲームは、公認野球規則では5回表裏完了もしくは5回表終了となっているが、本大会では7回表裏完了もしくは7回表終了とする。
(点差による場合は、5回10点、7回7点)ただし、決勝戦にはコールドゲームは適用しない。
- 2 サスペンデットゲーム(一時停止試合・継続試合)は適用しない。
- 3 試合が延長戦になって勝敗が決まらないときは、15回で打ち切り、再試合を行う。再試合は原則として翌日の第1試合とする。
- 4 ベンチに着席する選手(大会参加者資格規定適格者)・責任教師・監督ならびに記録員(男女を問わない)は、選手資格証明書に記載された者に限る。選手は背番号(1~20)を付けたユニフォームを、責任教師は平服(ワイシャツ・ネクタイ姿またはスタッフシャツ)を、監督は選手と同じユニフォームを、記録員は制服、トレーニングウェアまたは背番号のないユニフォームを着用すること。
- 5 ベンチサイドは組合せ番号の小さい方を1塁側とし、決勝まで適用する。
- 6 メンバー交換は試合予定時刻1時間前とし、メンバー表(フルネームでフリガナをつける)を5部用意し、責任教師および主将が出席する。なお、責任教師は平服とし、テーピングやサポーターを使用する選手がチーム内にいる場合は、同席し、審判と相手チームの確認を受けること。チーム事情により責任教師がノッカーを兼ねる場合で、やむを得ない場合は、相手チームの了解を得た上で、責任教師がメンバー交換にユニフォームで臨んでも構わない。
- 7 試合前のシートノックは7分以内で行うが、試合進行の都合で省略することもある。開始や終了は放送で合図するので厳守すること。練習は登録した選手だけで行うこと。ただし、ノッカーを1名(ノッカーは選手と同じユニフォームとスパイクを着用し、シートノック終了後は直ちにグラウンドから退場すること)、練習補助員3名(男子に限る。選手と同じユニフォーム、トレーニングシューズ、ヘルメットを着用すること。あくまでも球継ぎ等の練習補助のための措置であり、練習そのものに参加することはできない。)を加えてもよい。ノックができるのはベンチ入り登録者およびノッカー登録1名のうち2名以内とする。芝の上からのノックやトスバッティングは禁止する。
- 8 本大会の使用球は開催主管県連盟の試合球とする。

- 9 本大会の審判は各県連盟派遣審判委員並びに開催主管県連盟審判委員が行う。
- 10 審判委員に対するアピールは、規則適用上の疑問を質すときのみであって、主将、伝令、または問題の当事者に限る。審判委員の判定に対しては絶対に従い、抗議することはできない。
- 11 メンバー交換後は選手の一時的交替を認めない。但し、試合中選手に不慮の障害などがおき、一時走者を代えないと試合が続行できないと審判委員が認めたときは、相手チームの主将に事情を説明して、臨時の代走者を定めることができる。代走者は試合に出場している選手に限られるが、投手と捕手を除いた選手のうち、直前に打撃を終了した者とする。
- 12 試合中の負傷または疾病に対しては、応急手当を施すほか主催者は責任を負わない。
- 13 試合中に紛争がおこり、試合の続行が不可能になったときは紛争を起こした側（応援者も含む）が責任を負い、そのチームを敗者とする。
- 14 ベンチに持ち込むメガホンは監督指示用の1本とする。
- 15 金属製バットの使用は日本高等学校野球連盟で認可したものに限る。使用野球用具は日本高等学校野球連盟が定めた「高校野球用具の使用制限」で規制したものに限る。
- 16 大会前または大会中の負傷で試合出場が不可能になった選手は、試合には出場しない条件でベンチに入ることを認める。その場合、どの程度参加するかについてを試合前に大会本部に申し出て許可を得ること。
- 17 各学校は必ず一名の責任教師が引率し、大会中の選手のすべての行動に対して責任を負うこと。
- 18 大会運営の一切については、大会運営委員会の決定・指示に従うこと。
- 19 補助員（ボールボーイ）3名は各チームで担当する。

注意事項

- 1 監督及び選手は試合をスピーディに行うよう心がけること。
 - (1) 試合中の攻守交代のときは全力で走ること。
 - (2) 投手が審判からボールを受け取るとき、及び、打者が打者席に入るときは脱帽しなくともよい。
 - (3) 次打者は投手といえども、次打者席に入り低い姿勢で待機すること。
 - (4) アウトをとったあとのボール回しは1回以内とする。打者がいるときは盗塁死をとってもボール回しはしないこと。スリーアウト後のボールは投手板の近くに置くこと。
 - (5) 捕手が2アウト後の次打者の場合でも、プロテクターは取り外して待つこと。
 - (6) 捕手が投手への返球のため頻繁に捕手席を離れないこと。

- (7) コーチはミーティングサークルに加わらず、ただちにコーチボックスに入ること。
 - (8) 打者はベンチのサインを見るとき、打者席をはずさないこと。
 - (9) 走者のヘルメットが脱げたとき、近くにいる審判員がこれを走者に手渡す。原則としてタイムはかけない。
 - (10) 監督は選手をベンチに呼ばないで必要なときは伝令を通して指示すること。
 - (11) イニング間のミーティングは試合進行を妨げないようにスピーディに行うこと。
 - (12) 守備に入る前の控え選手のベンチ前での声出しは、出すぎないこと。なお、守備終了時に控え選手の出迎えも、出すぎないこと。
 - (13) 守備時・攻撃時のタイムは、30秒以内とする。
 - (14) ブルペンでの捕手はフル装備とし、ヘルメット、マスクを着用すること。
- 2 高校生らしいマナーを身につけるよう心がけること。
- (1) きちんとした服装でプレイすること。
 - (2) 審判委員や選手に対して、暴言やきたないやじをとばさないこと。相手チームに威圧を与える行為や威嚇する発声はしないこと。選手は常に立派な態度でプレイすること。
 - (3) 故意の空タッチや、意図的な強いタッチはしないこと。
 - (4) 打者は捕手の後方で投球の偵察をしないこと。
 - (5) 日没や降雨などを意識して、故意に試合を引き延ばさないこと。
 - (6) ベースコーチのセーフ等の発声を禁止する。また、ボックスから片足を出したり、離れてコーチすることを禁止する。
 - (7) サングラスの使用は、野手が眩しくてプレイに支障が出る場合、審判委員に申し出て使用を認める。
 - (8) グランドコートの着用は禁止する。ただし、小雨中や夜間の試合のとき、攻撃側の投手が走者になった場合は審判委員の許可を得れば着用できる。
 - (9) 高校野球でのハーフスイングに対する捕手からのリクエストは打者を指差し、口頭で“スイング”、“振った”と球審に要請することができる。捕手が一塁や三塁の塁審に対して直接指差してリクエストすることはできない。但し監督は、打者が振ったか否かについて、ベンチ内から捕手に指示することはできるが、伝令を使うことは禁止する。
 - (10) ボールを保持しないまま、本塁上での捕手のブロックプレイは絶対に行わないこと。
 - (11) ベンチの後始末をきちんとすること。
- 3 危険防止に努めること。

- (1) 試合前にバットを点検すること。変形したバット、破損したバット、鉄棒、バットリング等はベンチへの持ち込みを禁止する。
- (2) 打者及び走者は危険防止のため両耳つきヘルメットを必ず着帽すること。色彩は黒、紺または白のいずれか一色とし、表面にはチームの校名およびその頭文字、校章、番号以外は表示できない。
- (3) 試合中、練習中を問わず、捕手が座って投手の投球を受けるときは、必ずマスク、ヘルメット（色彩等の制限は打者用と同様）などの捕手用具を着用すること。尚、完全装備が無理なときは、少なくともマスク、ヘルメットだけは着用すること。
- (4) 走者が塁に滑らずに野手に向かってのスライディング、足を上げてのスライディングや体当たり等のラフプレイは絶対に行わないこと。

4 その他

- (1) ユニフォームの表に付いてるメーカーのマークは取り外すこと。スパイクの色彩は黒とし、白、黄色のライン等は消すこと。
- (2) 試合の運営、進行には当該両チームが積極的に協力すること。
 - (ア) 試合前のグラウンド整備は当該両チームが当たること。
 - (イ) その日の最終試合終了後のグラウンド整備は勝利チームが当たること。
 - (ウ) 試合中のグラウンド整備は5回のみでベンチ内の選手が当たること。
- (3) 応援については別に定める。
- (4) 開催主管県連盟の事情により一部変更することがある。
- (5) 大会前日の公式練習では、抽選会の席で全チームに割り当てる。（しないチームのところは空ける）なお、公式練習は統一したユニホームを着用すること。
- (6) ベンチ内に、野球用具以外は持ち込まないこと。
- (7) 相手チームがノック中のときは、ベンチから出ないこと。
- (8) 代打等のスイング練習は、グラウンドではイニング間とする。

東北地区高等学校軟式野球大会規定および注意事項

東北地区高等学校野球連盟

平成6年6月8日制定

平成9年1月17日改正

平成20年1月19日現行改正

◎東北地区高等学校野球大会規定および注意事項の一部を下記内容と差し替える。

大会規定

2 サスペンデッドゲーム（一時停止試合・継続試合）を適用し、その取り扱いは次のとおりとする。

〔取り扱い内容〕

試合が延長戦に入った場合、選手の健康管理を考慮して15回で打ち切る。この場合、翌日継続して試合を行う。また、9回以降の延長戦で降雨・暗雲等でやむを得ず試合を打ち切った場合も、翌日継続して試合を行う。

継続試合の日時、球場は主催者が決める。なお、決勝戦の場合は原則として継続試合とせず再試合とする。

8 本大会の使用球は全日本軟式野球連盟公認のA号球とする。

9 本大会の審判は開催主催県連盟審判員が行う。

15 金属製バットの使用は日本高等学校野球連盟並びに全日本軟式野球連盟で認可したものに限る。使用野球用具は・・・・・・

東北地区高等学校野球大会の応援について

(指導指針)

東北地区高等学校野球連盟

平成 6 年 6 月 8 日制定

平成12年 1月21日一部改正

平成18年 1月20日一部改正

高校野球の応援は、常に「整然とした節度ある応援」を目標に、リーダーの統制のもとに、選手のプレーを鼓舞し、愛校心や母校愛を育む、真摯に取り組む高校野球にふさわしい応援を展開するよう心がけて下さい。その応援が、ともすると小道具の持ち込みなどによって他の観衆の迷惑になったり、また、試合に熱中するあまり、相手を傷つける言動や、ひんしゆくを買うような行動のないように十分指導して下さい。

本連盟が主催する各種大会の「応援のあり方」を提示しますので、出場校においては、十分に遵守されるようお願いいたします。

1 応援のあり方について

高校野球の応援は、あくまでも試合を行う当該校の生徒によるものが原則です。応援する生徒は、相手も同じ高校生であることを忘れず、常に自制心を持ち、また、決して華美になることなく、選手が野球規則に従って整然とプレーできるような、場所や立場にふさわしい応援に徹することを心がけて下さい。

この応援団に、選手の父母等の関係者が入り応援する場合でも、学校の責任、指導下にあることを十分に心得ておいて下さい。このことは学生野球憲章（第21条、応援団に対する責任）にも明記されており、応援団および団員、もしくは前述した生徒以外の者が入った応援団についても、その学校もしくは野球部が責任を負うものとされています。

2 応援についての留意すべき事項

(1) 応援団は必ず指導者（引率責任教師）引率のもとで団体で入場して下さい。指導者は応援団の入場、退場の際は大会本部に必ず届け出て下さい（指導者不在の時は入場できません）。

この場合の応援団の入場料は、教職員、生徒とも無料とします。OBや父母は有料ですので団員の団体入場に混入させないで下さい。

(2) 指導者は、団員の球場（応援）への往来上の行動および球場内（応援中）における言動に注意し、団員に不祥事の起きないように十分に指導して下さい。試合中に不祥事や紛争が起こり試合続行が不可能になったときは、不祥事や紛争を起こした学校（応援者も含む）が責任を負い、その学校が敗者となりますので、不祥事や紛争を起こさないように厳重に注意し指導して下さい。

(3) 応援団が集団として統制のとれた応援を行うためのリーダーは、教師及び生徒に限ります。野球部員も応援団と一緒に応援させて下さい。応援団席は原則として1・3塁ベースより外野席側とします（球場毎の詳細は大会運営委員会の指示に従うこと）。外野席やバックネット裏などの、所定の場所以外では応援させないで下さい。このときは二つの集団とみなし一切の応援を禁止させます。

(4) 球場は選手の真摯なプレーの場ですから、応援については、試合進行を妨げること、相手校に不利を招くようなこと、他人に迷惑を及ぼす行為、奇異な服装、騒がしい鳴物の使用、宣伝行為等のないようにし、高校野球にふさわしい品位のある応援活動をするよう指導して下さい。

3 禁止している事項

(1) ブラスバンドでの応援はかまいませんが、ブラスバンドを持たない学校の応援で楽器、鐘、笛、和太鼓、空き缶及び騒がしい鳴物（ペットボトルを利用して音響を高める工夫をした物等）を使用しての応援は禁止しています。ただし、ブラスバンドを持たない学校の応援に、特例として太鼓一個の使用を認めることがあります。また、リーダーの一人が、応援の規律を守るために使う場合に限り笛一個を同様に認めることがあります。いずれも事前に大会本部に届けて下さい。

（注）従来、和太鼓を認めてきた県については、開催県の要項に従うものとします。

(2) ブラスバンドの演奏は自校の攻撃のときに限ります。相手校の攻撃のときは演奏を行わないで下さい（ブラスバンドを持たない学校に認めた太鼓の使用もこれに準じます）。相手校の攻撃のときは、試合の流れを見ながら拍手や声で、ときに投手を、またはチーム全体を励ますような応援をして下さい。

(3) チアリーダーを含めた応援団のリーダーの服装は、祭り装束や奇異なものを避けて下さい。高校生の応援にふさわしい服装で応援して下さい。

(4) 相手校の特定の選手名、守備名を呼んだり、一斉にコールしたり、冷やかしたり、野次つ

たりして応援をしないで下さい。また、相手校の投手が投球動作に入った際に一斉にコールしたり、大声を上げたりして応援をしないで下さい。

(5) 品位を疑われるような歌、コール、踊り、身振りおよび裸での応援やショー的な応援はしないで下さい。

(6) 球場には、選手名の入ったノボリや垂れ幕、危険を伴うヤグラや爆竹、自校以外の宣伝とみなされる企業や商品名の入った横幕および旗（大漁旗などを含む）、その他宣伝に類した物品などの持ち込みは禁止しています。

(7) 審判員に対する野次は禁止します。

(8) 試合終了後でもグラウンド内に立ち入らないで下さい。

(9) グラウンド内にはみ出るように横幕を張らないで下さい。

(10) 紙テープ、紙吹雪の使用は禁止します。

※応援終了後は、応援席および球場内外の清掃をお願いします。

なお、大会の都度、球場等により、開催県高等学校野球連盟で「禁止している事項」を加えることもあります。

加盟に関する規定

1 加盟校

- (1) 日本高等学校野球連盟並びに都道府県高等学校野球連盟主催の各種大会及び国民体育大会に参加できる学校は都道府県高等学校野球連盟に加盟したものに限る。
- (2) 大会に参加するチームはその学校の代表であることを要する。

2 分校の取り扱い（昭和31年施行）

遠隔地または交通不便等の理由で本校と同一チームとして行動できない分校は、日本高等学校野球連盟の承認を得ればそれぞれ単独で加盟することが出来る。承認された分校は、当該都道府県高等学校野球連盟に単独加盟することを要する。

3 定時制の取り扱い

全日制と定時制が同一学校であれば合同チームとして大会に参加できる。また全日制と定時制がそれぞれ単独に加盟することもできる。なお一旦合同チームまたは単独チームとして加盟した学校は年度途中に加盟の変更はできない。

4 通信制高等学校野球部の取り扱い（昭和45年5月25日施行）

通信制高等学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

- (1) 当該都道府県高等学校野球連盟がその学校が加盟したのちも十分な指導、監督の責任が持てるものに限る。
- (2) その学校は一都道府県内に在住する生徒を対象とし、学校を代表する一つの野球部として活動しているものに限る。
- (3) その学校の野球部は学校長が指導者としてふさわしいと認めた野球部長、監督の責任の下に活動しているものに限る。
- (4) 高校野球は教育の一環として行っている建前から、その目的達成及び指導者が選手、部員を掌握、指導するためにはシーズン中全員が集まって週2回以上活動出来るものに限る。

ただしこれ以外に一チームが各集団に分かれて各々に練習を行う場合、各集団毎に責任者が指導に当たることとする。

5 単位制高等学校の取り扱い

現在活動の実態が十分把握できていないので加盟申請があった時点で日本高等学校野球連盟において慎重に検討する。

6 高等専門学校野球部の取り扱い（昭和38年1月施行、昭和40年5月24日改正）

(1) 高等専門学校の場合は、特例として第3学年までの生徒で組織するその野球部が都道府県高等学校野球連盟に加入することを認める。ただし、日本高等学校野球連盟において開催する諸大会に出場できるものは、日本高等学校野球連盟の大会参加者資格規定に適合するものに限る。

(2) 都道府県高等学校野球連盟に加入したその野球部の選手、部員は高等専門学校の大会には出場できない。

ただし、3年生の選手、部員に限り本連盟の部員登録を抹消したものについては全国高等専門学校野球大会に出場することができる。

7 特殊教育学校野球部の取り扱い（昭和46年5月25日施行、同49年8月8日改正）

特殊教育学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟で全日制高等学校と同様の承認手続きを行う。

8 外国人学校野球部の取り扱い〔特別措置〕（平成4年2月20日施行）

学校教育法第83条で認められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校について、都道府県高等学校野球連盟で当該校の教育課程ならびに部活動状況を調査し、日本高等学校野球連盟が審査、承認したものは都道府県高等学校野球連盟に加盟することができる。

9 中等教育学校の取り扱い

平成11年4月から実施された中等教育学校（学校教育法第4章の二）は大会参加者資格規定で定める年齢制限に適合するものの参加資格を認める。

中等教育学校の取り扱い

平成14年3月24日に開いた第3回全国理事会で、中高一貫の中等教育学校での指導者の責任と、いわゆる中学生と高校生の練習に関する取り扱いを審議、次の通り決定した。

- ① 原則として中等部と高等部の登録する指導者は別に定めること。

ただし、副部長など、いわゆるサブ登録者として双方に登録してもよい。

- ② 高等部の指導者が中等部の練習を指導しても差し支えない。

(通常は勧誘行動防止のため、連盟の許可なく中学生の指導はできないことになっている)

③ 原則として中等部と高等部の練習は区分すること。ただしやむを得ず双方が合同で練習をするときは、中等部の生徒を中心とした練習に限る。いわゆるバッティング練習など、ボールを使った練習で、高等部に中等部の生徒を参加させることはできない。

④ 中等教育学校(私学の中高一貫校を含む)野球部で、中学校の大会終了後、いわゆる中学3年生を高校の部活動に参加させることは、当該学校の校長の承認があれば差し支えない。なお、地域連携型の中高一貫は、当面この対象としない。また、私学の中高一貫校は同一の校長管理下によるものとする。

高等学校野球部員登録についての規定

昭和44年 5月22日開催、昭和43年度評議員会決定

平成 7年12月 8日開催、全国理事会改正

1 各加盟校は、学年はじめに所属する都道府県高等学校野球連盟（以下都道府県連盟という）に 全部員の登録をしなければならない。

ただし、その後の登録又は抹消については、その都度遅滞なく所属する都道府県連盟に届け てるものとする。

2 大会出場選手は、登録部員の中から選ばなければならない。

3 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登 録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球団入団に関し、違反のないよう務めなければならな い。もし、プロ野球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定

- 1 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。
- 2 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日(シーズン始め)以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。

ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の了承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。

なお、3月25日から31日までは独立行政法人「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。

また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。

- 3 2項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
- 4 この規定に適合する以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。
ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学3年生の体験入部」参加者は除く。

中学3年生の体験入部の取り扱いについて

平成15年3月21日開催 全国理事会決定

1 主催者

当該校が主催する学校紹介行事(入部説明会)の一環として実施される行事に限り、中学生の体験入部をの条件で実施することができる。ただし、野球部だけが単独で開催することはできない。

2 開催時期

8月から11月末日までとする。これ以外の時期に開催する場合には、当該高校からその理由を添えて所属連盟に申請、許可を受けること。

3 開催手続き

- ① 学校紹介行事の中で野球の実技を体験させる場合は、予め加盟校は所属連盟に定められた様式で計画書を届け出ること。
- ② 体験入部を実施する高校は、予め文書で中学校長宛に案内し、中学生の参加について当該中学校長の同意を得ること。

4 開催回数

学校紹介行事自体の回数制限はできないが、同一生徒が同じ高校の実技に参加できるのは1回とする。

5 開催の条件

- ① 参加させることができる中学生は当該高校の所在する都道府県もしくは隣接都道府県内の中学校に在籍するものとする。
- ② 参加中学生が宿泊を伴う行事は実施できない。
- ③ 参加者の引率については中学校側で対応すること。
- ④ 参加者が単に野球部活動を見学する場合は必要ないが、実技に参加させる場合は予め保護者の同意を文書で得ること(文書は当該校で保存すること)。

6 体験させる内容

高校での部活動の練習方法や雰囲気を経験させるとともに、野球が持つ本来の楽しさを体験させる。なお、参加者が、硬式野球の経験のあるなしを問わず、打撃練習の守備にはつかせないこと。

7 留意事項

- ① 本行事の実施に当たっては、当該高校の野球部責任教師が必ず立ち会い、その指導管理下

で実施すること。

- ② 練習中は、防具着用が定められているものには十分注意し、安全な練習方法に万全を期すこと。
- ③ 参加費を徴収したり、野球に関する記念品や野球用品など、無償供与してはいけない。
- ④ 学校案内などの資料配付は差し支えないが、勧誘行為やその誤解を受けるような言動を厳に慎むこと。
- ⑤ セレクションと誤認されるような練習練習メニューはしないこと。
- ⑥ 当該高校野球部員には、体験入部の意義を理解させ、予めそれぞれの役割を明確にし、参加者との触れ合いを大切にする事前教育をすること。

中学生の勧誘行為の自粛について（通達）

平成17年11月25日

- 1 いかなる場合でも高校側の指導者や関係者が中学生を勧誘してはいけない。いかなる場合も高校側関係者が、中学生の家庭訪問をしてはいけない。
- 2 高校のOB（会）や後援会が学校とは別の動きをし、結果的には高校の代替役を果たして勧誘に回っているケースが見受けられる。従ってこうした周囲の動きには特に留意し、少しでもそのような動きを察知すれば直ちに自粛、自戒する措置をとること。
- 3 中学生の進路について、中学校や少年野球団体関係者ではない第三者による斡旋行為があるとの実態報告があった。ときには金銭が介在するという指摘もあり、高校側が断じてこうした第三者の介入を許さない自戒が必要である。
- 4 中学野球や少年野球関係者から入学についての打診や相談は、はっきりと一線を画し、当該生徒の進路指導は、あくまで中学校の担任教諭との間で正しく進められるよう留意すること。
- 5 「高等学校新入生徒の練習参加に関する規定」に規定されている通り、入学以前に中学生を対象としたいわゆるセレクションを行ったり、練習に参加させてはならない。なお、平成15年から「中学生の体験入部」について、体験できる内容など規定を設け認められているのでこの範囲での実施に留意すること。
- 6 中学生の入学に当たって高校は、日本学生野球憲章13条の「野球部員であることを理由とした金品収受の禁止」規定に触れる、学費、入学金、寮費などを軽減したり、免除するいわゆる特待生待遇をしてはならない。高校入学後も同様に、野球部員であることを理由とした特待生待遇をしてはならない。
- 7 高校が中学校（また少年野球）の試合を主催したり、試合を斡旋したりしてはならない。また、高校が地域の中学野球や少年野球関係者に誤解を招くような寄付をしたり、野球の指導を行ってはならない。

高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定

昭和43年 交渉前に退部し登録抹消

平成 9年10月改正(海外のプロ野球団を含むを追加)

平成 9年10月改正(退部後の取り扱い補足事項追加)

平成16年 8月改正(プロ野球志望届導入)

平成17年 5月改正(プロ野球志望届最終提出期限改正)

平成17年 8月改正(プロ野球志望届提出期限繰り上げ)

平成18年 3月改正(プロ野球志望届提出期限繰り上げ)

第1条 以下の各項に該当するものは、高等学校野球部員としての資格を失う。

従って、在学中に学校を代表するチームに加わって、試合をすることはできない。以下プロ野球団とは国内だけではなく、外国のプロ野球団をも含む。

- (1) 当該年度のプロ野球新人選抜会議(以下ドラフトという)で交渉権確定以前に、プロ野球団と正式に契約を結んだもの。
- (2) ドラフト以前に、正式の契約でなくとも、書類により、本人もしくは親権者がプロ野球団に入団の約束をしたもの。
- (3) いかなる名目であっても、プロ野球団またはその関係者より直接、間接を問わず金品を受けたもの。親権者が受けた場合も含む。
- (4) 正式入団契約以前に、プロ野球団のコーチを受けたり、練習または試合に参加したもの。
- (5) プロ野球志望届提出以前に、プロ野球団のテストを受けたもの。
- (6) 特定のプロ野球団に入団する旨を表示したもの。
- (7) 日本学生野球協会の適性審査の認定を受けていない元プロ野球選手の混じっているチームとの試合に出場したもの。

第2条 当該年度、所属する都道府県高等学校野球連盟に登録された野球部員は、たとえ自分が所属するチームが敗れたのちでも、また退部しても、全国高等学校選手権大会(全国大会)が終了する翌日以降までは、一切プロ野球団との交渉を持ってはならない。なお、国民体育大会に出場するチームは同大会終了する翌日以降まで交渉を持つことはできない。

第3条 野球部員は、プロ野球団との交渉を希望する場合、または入団テストを受けようとする場合は、それ以前に所属する都道府県高等学校野球連盟に、別に定める様式により「プロ野球志望届」を提出しなければならない。当該連盟は「プロ野球志望届」を受理後、受理月日を速やかに日本高等学校野球連盟へ報告し、報告を受けた日本高等学校野球連盟は、即日ホームページにその都道府県名、学校名、氏名を掲載、届け出がなされたことを公示する。

(2) この「プロ野球志望届」は原則として当該年度の全国高等学校野球選手権大会終了後の翌日以降、ドラフト開催日の2週間前までに所属都道府県高等学校野球連盟に提出することとする。ただし、日本野球機構傘下の球団以外のプロ野球団と入団交渉を受けたり、テストを受ける場合は、この期日以降もプロ野球志望届を所属連盟に提出してからでなければならない。

(3) なお、野球部員が「プロ野球志望届」を提出したあと、プロ野球団と交渉したり、入団テストを受けることができるのは所属都道府県高等学校野球連盟に提出した翌日以降とする。

(注) 日本野球機構との合意により、プロ野球志望届をドラフト開催日の2週間前までに所属連盟に提出しない野球部員は、当該年度のドラフトでプロ野球団から指名を受けることはできない。

第4条 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球団入団に関し、違反行為のないよう務めなければならない。もし、プロ野球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

第5条 プロ野球団から指名を受けた野球部員のその後の取り扱いは次の通りとする。

- (1) プロ野球ドラフト会議で指名後、または入団契約後であっても自校の練習に参加することができる。
- (2) プロ野球団と契約した野球部員が、自校の練習に参加できる期間は翌年（卒業年）の1月31日までとする。
- (3) プロ野球団の指名またはその契約をした野球部員が、当該球団からトレーニング用のメニューを指示され、それに沿ってトレーニングすることは差し支えない。
- (4) トレーニングメニューを指示された野球部員が、自校の監督にそのメニューを提出し、監督が新チームのトレーニングに応用しても差し支えない。
- (5) プロ野球団のトレーナーおよび関係者が当該野球部員の高等学校に出向いて直接指導することは禁止する。ただし、当該野球部員が球団に出向いてメニューの疑問点や成果を相談することは差し支えない。
- (6) 当該野球部員が契約先のプロ野球団の練習に参加した場合は、たとえ翌年の1月31日以前であってもそれ以後は自校の練習に参加することはできない。
- (7) プロ野球ドラフト会議で指名された国体出場選手は、国民体育大会競技終了以前にその指名について諾否を含めたコメントを報道関係に表明しても差し支えない。

プロ野球現役選手の母校練習参加承認に関する規定

【日本学生野球憲章第12条適用】

シーズンオフ（12月1日～翌年1月31日）に、プロ野球現役選手が自らのトレーニングを行うため、母校で練習に参加することを認める。練習参加を希望するときは、事前に当該校から所属連盟に届け出る（口頭可）。

なお、ことさら当該校の宣伝とみなされるような行為は差し控えること。

プロ野球現役選手の母校練習参加に関する申し合わせ事項

- 1) 母校の練習参加には所属連盟に事前連絡が必要で、必ず前日までの連絡、確認を高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチと取ること。
- 2) トレーニングにふさわしい服装で参加すること。
- 3) 野球部員の前で喫煙はしないこと。
- 4) 野球部員の個々の進路に関することには関与しないこと。
- 5) 高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチが不在のときはトレーニングに参加することはできない。
- 6) 野球部員全体への挨拶、自己紹介や激励などの話をするのは差し支えないが、技術指導を伴うミーティングをすることはできない。
- 7) トレーニング中、個々の部員に気がついたアドバイスをするのは差し支えないが、ノックをするなどの指導はできない。
- 8) 母校が他校を交えて合同練習をするときは参加できない。

統廃合による大会参加の特別措置について

日本高等学校野球連盟

平成9年5月23日

1 連合チームでの大会参加

(1) 統廃合の対象となる関係校であれば、2校以上の連合チームでの大会参加を認める。(地区大会および全国大会を含む)

(2) 連合チームは関係校であれば、そのうちの組合せはいつでもよく、2チームに分かれて参加することもできる。連合チームの組合せ上、人数による制限はしない。(例えば10人以上の場合には単独でなければいけないなど)

(3) 連合チームの組合せはシーズンはじめに所属連盟に届け出て、承認を得ることとするが、秋の新チームによる編成上、再度組合せを変更して大会に参加することができる。

2 大会参加申し込みと引率責任者

(1) 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。

(2) ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。

また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。

(3) 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

3 ユニホーム

統廃合による大会参加を認められた複数校の連合チームのユニフォームは、公認野球規則の規定に拠らず、次のいずれかひとつを統一すればよい。

帽子、ユニホーム、アンダーシャツ、ストッキング

* なお『廃校となる野球部の特別措置』（平成12年6月7日付け）の連合チームは、上記の規定によることなくそれぞれの学校のユニフォームによる参加が認められる。

対 外 試 合 規 定

昭和62年 6 月 17 日

日本学生野球協会常務理事会

- 1 全日本大学野球連盟傘下のチーム相互間の試合
 - ・当該学校の責任の下に行う。
 - (但し、帯同試合については各地区大学野球連盟、全日本大学野球連盟を通じて日本学生野球協会の承認を得なければならない)

- 2 日本高等学校野球連盟傘下のチーム相互間の試合
 - * 同一都道府県内の試合
 - ・当該学校長の責任の下に行う。
 - * 都道府県を異にする試合
 - ・それぞれの関係都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。
 - (但し、帯同試合は高等学校の場合禁止されている)

- 3 全日本大学野球連盟傘下のチームと日本高等学校野球連盟傘下のチームの試合
 - ・それぞれの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。

- 4 日本野球連盟（社会人）傘下のチームとの試合
 - ・大学チーム及び高等学校チームの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。

- 5 未加盟の野球チームとの試合（在日国際学校や任意のクラブチーム等）
 - ・大学チーム及び高等学校チームの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟を通じて全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

都道府県外試合の承認手続きについて

都道府県を異にする2校間の試合は、日本学生野球憲章第17条4項で、関係都道府県連盟の承認を得ることと規定されています。昭和62年3月、各連盟間の承認手続きを規定しましたが、本年3月25日開催の都道府県高等学校野球連盟理事長会議の合意に基づき、関係連盟間の照会手続きを次の通り改めることとしました。この適用は昭和63年4月1日とします。

記

- 1 都道府県を異にする2校間の試合は、日本学生野球憲章第17条4項に従い、派遣側関係連盟から当該試合が開催される都道府県高等学校野球連盟に承認照会手続きを行う。
- 2 開催承認手続きは、派遣側関係連盟が加盟校の申請により当該試合の開催日までに開催地側関係連盟に日程、対戦校名、場所、宿泊の有無、費用の負担状況を明記した文書を送付する。
- 3 派遣側関係連盟から照会を受けた開催地側関係連盟は、加盟校の届け出内容と照合、確認の上、派遣側関係連盟に可否を速やかに回答する。
- 4 当該試合終了後は、当該加盟校から試合結果など必要事項をそれぞれの所属連盟に速やかに報告させることとする。関係両連盟は、当該加盟校の報告内容に疑義があるときは、相手方関係連盟にその事実関係を照会することとし、当該試合が申請内容に沿って予定通り行われた場合は、関係連盟間の照会手続きは行わない。
- 5 都道府県を異にする2校間の試合で、加盟校主催の場合は、当該試合を有料試合とすることは出来ない。
- 6 都道府県を異にする2校間の試合で、関係都道府県高等学校野球連盟主催のもとで当該試合を有料試合として実施する場合は、事前に派遣側関係連盟に開催概要と共に予算書を提示して承認、同意を得ることとする。また、終了後は試合結果と共に決算書（過不足金の処分方法を含む）を送付し、報告することとする。
- 7 その他
当該試合が宿泊を伴う場合は、派遣側関係連盟は当該校に書類の記載事項の他に引率責任者名、宿泊先の連絡方法、個人負担など費用の負担状況を別途届けさせることとする。

3 都道府県が関係する試合開催について

平成7年12月8日改正

これまで、いわゆる帯同試合を興行的な弊害があるとして禁止してきたが、次の基準を定めた上で加盟校間の交流と技術向上を図るため、平成8年度のシーズンインから許可する。

- ① 予め定められた都道府県外の試合開催手続きを行うこと。
- ② 有料試合でないもの。
- ③ 主催は当該高等学校または都道府県連盟に限り、当該校、所属連盟以外の団体を共催、後援などに加えることはできない。
- ④ 連続した日程での三都道府県にまたがる試合は、2日以内とする。また順位を争う大会とすることはできない。
- ⑤ 当日3校以上の高等学校が参加してもよいが、その場合、関係する高等学校は三都道府県以内とすること。

————— ◇ ————— ◇ —————
[良い例] ① 大阪・A1校グラウンドで開催

第1日 A1校(大阪) - B校(東京)

A2校(大阪) - C校(鹿児島)

B校(東京) - C校(鹿児島)

第2日 A1校(大阪) - C校(鹿児島)

B校(東京) - C校(鹿児島)

A2校(大阪) - B校(東京)

[悪い例] ① 沖縄・E球場で開催

A1校(大阪) - B校(東京)

A1校(大阪) - D校(秋田)

② 大阪・A1校グラウンドで開催

B校(東京) - C校(鹿児島)

B校(東京) - D校(秋田)

C校(鹿児島) - D校(秋田)

高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定

平成14年11月29日改正

平成20年3月21日改正

1 アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは12月1日より翌年3月20日までとする。

2 アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に重点を置くこと。

ただし、3月8日から、学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3月8日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合することは差し支えない。

3 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

選抜高等学校野球大会出場校（補欠校を含む）は、前項但し書きの練習試合はできるが、出場校間の試合は同大会終了までできない。

なお壮行試合など公式行事はできない。また大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

また、母校出発日は、従来選抜大会最終日からさかのぼって3週間を超えないこととする。なお曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

4 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合することは差し支えない。

アウトオブシーズンにおける合同練習について

平成7年12月8日改正

平成17年3月22日改正

1 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。なお、許可申請は他校の練習に参加する高等学校が所属連盟に申請手続きを行い、許可されたときはその旨相手校にも伝達をすること。なお都府県境地域で、隣接市町村の学校との合同練習は例外として許可する。

2 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合および試合形式(シートバッティングを含む)はできない。

①自校のグラウンドが事情により使用できないもの。

②どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。

③その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。

④前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に5回(いずれの学校とも)まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。

平成27年度大会参加者資格規定

第1条

1. 本規定は、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校軟式野球選手権大会(いずれも地方大会を含む)、選抜高等学校野球大会、その他日本高等学校野球連盟(以下本連盟という)主催による大会参加者、及び国民体育大会参加者に適用する。
2. 本規定は、都道府県高等学校野球連盟主催による各種大会および試合参加者にも適用する。

第2条

1. 参加学校の資格は、本連盟所属の都道府県高等学校野球連盟に加盟した学校に限る。

第3条

1. 参加チームは、その学校の代表であることを要する。
ただし、同一学校であっても、遠隔地または交通不便などの理由で、本校と同一チームとして行動できない分校は、本連盟の承認を得ればそれぞれ単独で参加することができる。
承認された分校は、当該都道府県高等学校野球連盟に単独加盟することを要する。

第4条

1. 参加チームの責任教師はその学校に在籍している校長、教頭、または教諭、常勤講師、臨時的任用講師で、校長が適任者として委嘱したものに限る。また、監督は校長が適任者として委嘱したものに限る。
ただし、監督には他の加盟校の教職員を委嘱することはできない。なお当該者が所属する学校が、都道府県高等学校野球連盟に加盟していない場合はこの限りではない。

第5条

1. 参加選手の資格は、以下の各項に適合するものとする。
 1. (1)その学校に在学する男子生徒で、当該都道府県高等学校野球連盟に登録されている部員のうち、学校長が身体、学業及び人物について選手として適当と認めたもの。
 2. (2)平成27年4月2日現在で満18才(平成9年=1997年4月2日以降の出生者)以下のもの。
ただし、本条(5)、(7)項で参加資格を認められたものは満19歳(平成8年=1996年4月2日以降の出生者)以下でもよい。

3. (3) 転入学生は、転入学した日より満 1 ヶ年を経過したもの。ただし満 1 ヶ年を経なくても、学区制の変更、学校の統廃合または一家転住などにより、止むを得ず転入学したと認められるもので、本連盟の承認を得たものはこの限りではない。
なお転入学生であっても、前在籍校で野球部員として当該都道府県高等学校野球連盟に部員登録されていなかったものは、転入学した日から参加資格が認められる。
4. (4) 平成 27 年 4 月、高等学校第 1 学年に入学したもの。
ただし選抜高等学校野球大会には、この第 1 学年に入学したものは参加資格がない。
5. (5) 参加選手は、高等学校在籍 3 年以下のもの。

〔注〕

この在籍 3 年とは、あらゆる高等学校または高等学校に準ずる学校に計 3 年間在学するという意味である。例えば、第 1 学年に入学し、1 年生のとき中途退学して翌年改めて第 1 学年に入学しなおした時は、在籍 2 年目と見なす。

従って、その生徒は第 1 学年、第 2 学年と 2 年間しか選手となる資格はないので、順調に進学しても第 3 学年には資格を失う。この場合、第 2 学年の秋季大会ならびに翌年の選抜高等学校野球大会まで参加資格があるが、通常参加できる大会数を越えて参加できない。ただし、日本の高等学校からの再入学で前在籍校に野球部がない場合は例外とする(すべての在籍期間中で、春季大会と全国高等学校野球選手権大会は 3 回まで、秋季大会と選抜高等学校野球大会は 2 回まで)。

6. (6) 同一学校(分校を含む)の定時制の生徒も、全日制のチームに加わることができる。
7. (7) 中学校卒業後、1 ヶ年以上高等学校に入学しなかったものは、当該都道府県高等学校野球連盟の承認を得れば参加資格がある。ただし当該都道府県高等学校野球連盟は、直ちにその旨を、本連盟に報告しなければならない。

第 6 条

1. 同一学校の生徒でも、軟式野球部または硬式野球部に登録されている選手、部員は、同一年度内(3 月 20 日から翌年 3 月 19 日まで)は、転部しても選手としての資格はない。
ただし新チーム編成上、止むを得ない理由がある場合は、本連盟の承認を得れば選手資格がある。なお、秋季の硬式、軟式の両大会には出場できない。

海外からの帰国者等の参加資格に関する取り扱いについて

(平成元年8月8日・第1回全国理事会決定事項)

- 1 一家転住等により海外から帰国し、高等学校へ転入学した生徒については、大会参加者資格規定第4条3項、5項、7項の制限にかかわらず、第4条2項で規定する年齢制限の範囲での参加資格を認める。
- 2 高等学校入学後1ヶ年以上海外へ留学した生徒については、留学期間を在籍年数から除外する。ただし大会参加者資格規定第4条2項で規定する年齢制限を超過する者は参加資格はない。
- 3 海外からの外国人留学生については、受け入れる高等学校での学籍上の取り扱いを考慮した上でその参加資格を承認するか否かを検討する。

(注) 現時点では卒業を目的として就学している生徒に限り参加資格を認める取り扱いとしている。

元プロ野球選手の現職教諭に関する特別措置の改正について

日本高等学校野球連盟

平成9年8月4日

「元プロ野球選手の現職教諭に関する特別措置について」

日本学生野球憲章第10条に定める規定による適性審査で、プロ野球退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団関係者は、当該校長の申請により当該高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会審査室においてその適性審査を行う。

〔補足事項〕

- 1 教諭歴のうち実習助手、非常勤講師としての在職期間は通算年数に加えることはできない。

〔申請手続〕

- 1 申請を受けようとする者は、別に定める申請書ならびに添付書類を準備の上、所属学校長から 都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟に申請すること。

- 2 添付書類は次の通り

- (1) 最終在籍球団の退団証明書
- (2) 高等学校教諭在籍期間証明書

高等学校教諭在籍校が証明を受けようとする期間で、複数校となる場合は、それぞれの学校長毎に証明を受けること。

〈 参 考 資 料 〉

〔高等学校教諭に関する特別審査（資格審査）〕

- ・昭和59年2月17日 教諭歴通算10年以上として施行
- ・平成6年2月25日 通算5年以上に改正
- ・平成9年7月8日 通算2年以上に改正

〔元プロ野球関係者の大学特別コーチ〕

- ・昭和48年8月10日 年3回、1回につき3週間以内として施行
- ・平成7年2月24日 母校に限り回数や期間の制限をなしとするように改正
- ・平成9年7月8日 上記の「母校に限り」という制限をなくした。

①大学の野球部は大学野球部出身者である元プロ野球関係者の特別コーチを受けることができる。

但し、この規定は特別コーチであってアマチュア資格を取得したものではないので、連盟の役員、部長、監督などに就任することはできない。

②大学の野球部が高等学校野球部出身者である元プロ野球関係者の特別コーチを受ける場合は、年3回、1回につき3週間（1回に受けられるコーチは3名以内とし、1人1週間ずつとすることができる）を限度に当該大学野球部の申請により所属大学野球連盟、全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会の許可を受けたものに限り特別コーチを受けることができる。

元プロ野球関係者の高校技術指導講習会講師認定に関する規定

【日本学生野球憲章第12条適用】

1 対象行事

都道府県高等学校野球連盟が主催する野球部員（指導者を含む）に対する技術指導講習会または研修会（以下、単に講習会という）を対象とする。なお、この講習会は当該都道府県内の地区別など、複数校以上の野球部員が参加する行事とする。

2 講師の推薦方法と資格要件

(1) 毎年度はじめ、プロ野球コミッショナーが元プロ野球関係者の中から講習会講師の適任者を日本高等学校野球連盟に推薦する。日本高等学校野球連盟は、この推薦された適任者名簿を日本学生野球協会審査室に提出、承認を得た上で、3月末までに都道府県高等学校野球連盟に伝達する。

(2) プロ野球コミッショナーは、日本プロ野球OBクラブと協議し、次の資格要件を満たす候補者を人選し、推薦する。なお、日本プロ野球OBクラブ会員以外の元プロ野球関係者については、同クラブ会員となることを要請する。

- i) 学校教育活動としての高校野球を理解していただける方
- ii) 高校野球の指導に意欲のある方
- iii) ボランティアとしての指導姿勢をお持ちの方
- iv) 技術の基本に沿った指導をしていただける方
- v) 日本プロ野球OBクラブが実施している技術指導研修会を受講した方

3 経費の負担方法

講師の旅費、宿泊費は主催する都道府県高等学校野球連盟が負担する。謝礼は支給しないが、雑費を1日当たり1万円支給する。

4 開催手続きと終了報告

(1) 講師派遣を希望する都道府県高等学校野球連盟は、適任者名簿の中から候補者を選定し、開催予定の3ヵ月前までに別に定めた様式により日本高等学校野球連盟に申請する。

(2) 派遣講師の調整は日本高等学校野球連盟がプロ野球コミッショナー事務局を通じ日本プロ野球OBクラブ事務局と行い、速やかに派遣講師を主催連盟に通知する。

(3) 講習会を開催した都道府県高等学校野球連盟は終了後、別に定めた様式により日本高等学校野球連盟に終了報告書を提出する。日本高等学校野球連盟は、当該年度終了後、すべての

講習会開催結果を日本学生野球協会とプロ野球コミッショナーおよび日本プロ野球OBクラブに報告する。

元プロ野球審判員に関する特別審査規定

【日本学生野球憲章第12条適用】

▽ 都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、プロ野球を円満退職した者に限り、日本学生野球憲章ならびに各連盟で定められた諸規定を遵守し、人格、識見、技術の優秀な者であれば審判員として委嘱をすることができる。

該当者は当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会に申請、同協会の承認を受けなければならない。

『補足事項』

- (1) この規定で許可を受けた審判員は日本学生野球憲章第10条における適性審査を認定されたものではない。
- (2) 復帰を認められた当該野球連盟の審判員を退任した場合はその資格を失う。その際当該野球連盟は遅滞なくその旨を日本高等学校野球連盟、全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会に届けること。
- (3) 申請書には退職理由を明記した履歴書、所属プロ野球リーグの退職証明書および当該連盟会長の推薦書、本人の誓約書を添付すること。

中学・少年野球指導研修会講師派遣要領

平成6年3月25日・

第3回全国理事会決定事項

1 派遣の目的

中学・少年野球の正しい育成と発展を側面から援助するため、高校野球関係者の講師派遣を行う。

2 派遣の手続き

講師の派遣は、研修会主催者が必ず講師が所属する都道府県高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

当該都道府県高等学校野球連盟は研修会終了後、その概要を把握しておくこと。

3 派遣の条件

(1) 主催者は次のものに限る。

- ・都道府県高等学校野球連盟及びその支部組織
- ・中学・少年野球関係団体
- ・都道府県ならびに市町村教育団体

(注) 商社の主催、後援、協賛したものは派遣できない。

(2) 講師の人選

- ・原則として所属都道府県高等学校野球連盟が、指導者としてふさわしいものの中から人選する。

(3) 経費

- ・参加者から当日の実費負担以外の参加料を徴収しないもの。
- ・講師は、派遣に必要な交通費、宿泊費、雑費以外は受け取ってはいけない。

(4) その他

- ・講師は中学生の引き抜き、勧誘を行ってはならない。
- ・対象となる研修会は少年野球の単独チームであってはいけない。
- ・参加者ならびに他の講師で、日本学生野球協会の資格認定を受けていないプロ野球関係者がいる場合は、予め都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を通じて日本学生野球協会の許可を得ること。

高校野球関連放送問題の取り扱い

1 中継放送と2次使用

(1) ニュース取材と実況中継放送の区分

大会開催時のニュース取材について特段の制限はない。(但し、協定した取材要領の制限除く)

実況中継を希望する放送会社は、予め主催者との放送契約が必要。

CATV局もV局やU局同様、実況中継には予め主催者との放送契約が必要。

(2) 3分間規制について

実況中継局以外はニュースといえども3分間以上使用できない。

3分間の解釈について1試合、大会1日、1大会など各種の区分があるが、日本高等学校野球連盟ではこの解釈を当該番組で3分以内としている。

(3) 2次使用の手続き

ニュース取材ならびに実況中継素材をニュース番組以外に2次使用する場合は、予め主催者の許可を必要とする。

(4) 2次使用の許可対象番組について

対象番組はニュースおよびニュースに準じるものとする。

(ドラマや娯楽、芸能番組、バラエティものなどは不可)

2 取材について

(1) 密着取材について

単発の試合取材や練習、学校生活などの取材は特に問題がなくても、継続して密着するTV取材には選手、部員に与える精神的な影響も多く、取材を受けるか、どうかは最終的に当該校の判断となるが、許可に当たっては慎重な対応が必要。

(2) 応援風景の取材

現場で実際に取材に当たるレポーターの中には主催者で指導している応援などの規制を全く知らないで取材しているケースもあり、担当者への事前の周知、徹底を図ること。

(3) インタビュアーの制限

ニュースに準じる番組などの取材で、選手や指導者に直接インタビューするのは局アナおよびこれに準じるものとしている。原則として芸能人やタレントは不可、年々インタビューが多様化しており、一部の取り扱いで、今後の課題となるものもある。

3 その他

(1) ニュース取材とCM取材の区別に注意

高等学校野球では、テレビ、ラジオも新聞同様、指導者や選手、部員の映像や音声をCMに使用してはならない規制をしている。(本人が判別できないような遠景の物や不鮮明のものは可)

過去にスポットCMの素材撮影をニュース取材であるかのような申請があったので、この区分に留意すること。

(2) 放送局以外の素材撮影

高等学校野球ではニュース取材目的以外の大会会場内での撮影は禁止している。個人の趣味の範囲に限られる。

* 申請様式は次ページに掲載

年 月 日

日本高等学校野球連盟 殿
朝 日 新 聞 社 殿
(毎 日 新 聞 社 殿)

放送社名

責任者

印

放送素材の二次使用について

今般、下記の要領により高校野球実況中継（またはニュース素材）のVTRを使用いたしたく、ご許可願います。

記

1. 番組名 『○○○○』 (サブタイトル)

2. 放送予定 日 時

3. 主な内容 出演者やインタビュアー

4. 使用素材 第 回全国高等学校野球選手権大会 回戦
 (第 回選抜高等学校野球大会 回戦)
 ○○高校 対 ○○高校のVTR
 (使用分、秒も記入)

5. 素材提供先 (例) 朝日放送・報道部

6. その他 番組担当者名、連絡先など
 (TEL, FAX)

年 月 日

日本高等学校野球連盟 殿
朝日新聞社 殿
(毎日新聞社 殿)

学校名

校長名

印

放送素材の二次使用について

今般、下記の要領により高校野球実況中継（またはニュース素材）のVTRを使用いたしたく、ご許可願います。

記

1. 使用目的

2. 配布先

制作本数

3. 使用素材 第 回全国高等学校野球選手権大会 回戦

(第 回選抜高等学校野球大会 回戦)

〇〇高校 対 〇〇高校のVTR

(使用時間も記入)

4. 素材借用先 (例) 朝日放送・報道部

5. その他 (1) 上記目的以外放送素材を有償頒布したり、他の営利目的には使用いたしません。

(2) 参考 ビデオ製作会社名、連絡先など

高等学校野球関係者（指導者、選手、部員）のラジオ、テレビ出演に関する許可条件

昭和52年12月22日・第2回全国理事会決定事項

- 1 商業宣伝に利用されないこと
- 2 金品等による謝礼を受けないこと
- 3 特定の個人をスター扱いした構成とならないようにする
- 4 芸能人やいわゆるタレントのインタビュー、対談及び同一画面での出演は認めない
- 5 スタジオ取材ではユニホームを着用しないこと
- 6 当該学校長の承認を得ること

審判員の高校野球実況中継のゲスト解説出演に関する制限

平成8年12月6日・第2回全国理事会決定事項

高等学校野球実況中継で、審判員がゲスト解説者として出演することは、大会審判員の公平、公正な立場を守る上で好ましくないとして認めないことを改めて確認した。

なお、大会全般を通じて審判部からの要望を伝えたり、疑義に応える場合は差し支えない。

高校野球におけるインターネットの留意事項

1 基本的には①大会の主催者が制作するもの、②加盟校自らが制作するもの、③第三者が制作するものとして扱いが異なることになる。ただし、④新聞や放送などのように、報道を本来の目的としたものは別扱いとする必要がある。

③が開設するホームページでは、高校野球の健全な発展が疎外されるものでないか留意し、もし不適当な表現や掲載があるときは、当該高校と関係高等学校野球連盟が協力して修正または中止を求めることとする。

また、③については、日本高等学校野球連盟の承認を原則とする。日本高等学校野球連盟は以下の点を考慮して判断する。ホームページ開設の目的や企画内容とともに、営利目的に利用されていないか、興味本位の内容になっていないか、使用する写真、映像、資料など、他人の著作物に対し、正しい使用手続きが取られているか、を確認する。

2 ①②④といえども、指導者や選手、部員の名前やメッセージ、写真などと同一画面上での広告掲示は認められない。

なお、そのホームページ全体に共通で表示されているバナー広告は差し支えない。

3 高校野球の試合結果速報など、高校野球そのものの情報提供以外に各種イベントやキャンペーンのPRなど、他の目的に高校野球が関わる映像や音声を使用する場合は、当該高等学校および所属都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の同意を必要とする。

4 ホームページに掲載する高等学校野球に関する情報は、正確を期したもので、個人のプライバシーを侵すような興味本位な内容は認めない。

5 優勝校予想クイズや大会のホームラン数を予測するなどのクイズは、高校野球の目的に沿わないもので、賞品の有無にかかわらず、好ましくない。このようなクイズを企画したインターネットがあれば、主旨を説明して中止するよう、理解を求める。

アマチュア問答集

平成14年2月22日改定

平成17年2月25日一部変更

学生野球は教育の一環として学校が認めた野球であるため、これによって得た名声を利用したり、広告、宣伝に使われたりして、学生野球の本義を逸脱してはならない。ここにアマチュア問題などの主なものを問答形式で掲載して、日本学生野球憲章の徹底を期したい。

(プロ、アマ関係)

問1 プロ球団とアマチームが同一球場で同日試合をしてもよいか。

答)かまいません。現に東京六大学、東都大学両連盟では神宮球場で学生野球優先で入替申合書を交換してリーグ戦中にプロ野球と併用が行なわれております。

問2 球場の新改装こけら落としなどの催物としてプロ球団と同一日に試合をしてもよいか。

答)許可を必要とします。(主催者の区分を明確にすること)

問3 野球以外のプロスポーツ競技者または芸能人などと試合ができるか。

答)できません。

問4 退部届或いは志望届を提出したドラフト指名待ちの選手や指名を受けた選手が母校(大学、高校を問わない)の部員と一緒にトレーニングができるか。

答)プロ球団と契約しても翌年1月中旬から始まる合同トレーニング等に参加するまではかまいません。

問5 雑誌、新聞等に掲載される目的でプロ野球選手やその他プロスポーツ競技者と写真撮影したらどうなるか。

答)違反となります。

問6 元プロ選手と紙上対談やテレビ番組で対談をしてよいか。

答)指導者に限って記者クラブに登録されている元プロ野球選手で、その対談内容が純然たるスポーツ番組やニュース番組に限り許可制で認める場合がある。

問7 母校を背景としたOB会や同窓会などの行事に元プロ関係者が参加した場合の取材ができますか。

答)OB会や同窓会が主催した行事ならかまいませんが、テレビ局等の企画ではいけません。

問8 プロ球団にアマの球場を貸してよいか。

答) 差支えありません。

問9 プロ球団のグラウンドでアマが練習してよいか。

答) 差支えありません。

問10 プロ球団の練習の手伝いができるか。

答) 大学に限り当該校の申請により許可を必要とします。

問11 部員がプロ野球の試合でアルバイトとしてボールボーイ、バットボーイをしてもかまわないか。

答) 球場管理者が所属連盟を通じて依頼したものについては差し支えありません。

問12 プロ球団よりボールとか用具(名前入り)をもらって使用してもよいか。

答) 連盟が受け取り加盟校に配布する場合は差し支えありません。ただしOBが個人の資格で母校に寄付したものならかまいません。

問13 現在のアマ復帰資格審査は、いつの日までにプロを退団した者がとれるのか。

答) 昭和33年12月31日までに最終球団を退団し、社会人か軟式の一方いずれかのアマ資格を取得している者に限り特別審査をします。

問14 社会人、軟式でアマ資格をもっている学生のアマ資格をとる必要があるか。

答) とる必要があります。

問15 プロ野球選手の資格を持つのは契約日か、意志を表示した時か。

答) 日本学生野球憲章第22条の定めに従って決まります。

問16 プロ球団との入団交渉で部長、監督が関与できる範囲はどこまでか。

答) ドラフト会議で指名権確定後のプロ球団との入団交渉の席に当該校野球部指導者が同席しても差し支えありません。いわゆる進路指導の範囲内で指導者の関与を認めるもので、金銭交渉や飲食を伴う場には参加できません。なお、交渉の場所を学校もしくはそれ以外の場所とするかは制限しません。

問17 学校の野球部の雑誌にOBのプロ野球選手を載せてよいか。

答) かまいません。

問18 学生のアマチュア資格をとっていないプロ野球退団者を受け入れた社会人チームと試合や練習をすることができますか。

答) 日本野球連盟の承認を受け、本協会に届出を終了している社会人チームであれば試合や練習をすることができますが、高校野球ではその者を除いた場合に限り試合や練習をすることができます。

問19 元プロ野球選手が国籍の関係で他国でアマになっている場合、その本人が所属するチームと

試合することが出来るか。

答)その国でアマと認めている時は試合して差支えありません。

問20 部員が映画やドラマのエキストラとして出演できますか。

答)できません。

問21 野球以外のプロ競技者の扱いはどうなるのか。

答)プロ野球選手と同様です。ただし野球以外のプロ競技者とトレーニングをする場合は許可を必要とします。

問22 プロのテストを受けた者は、可否にかかわらず進学して上級学校の野球部に入れるか。

答)契約をしていなければ進学して野球部員として活動できます。

問23 元プロ野球選手でアマ資格のない者が学生野球のテレビ放送の解説ができるか。

答)できません。

問24 元プロ野球選手がアマ資格取得後にまたプロに入り、退団して再びアマ資格を申請できるか。

答)できません。

問25 プロ球団が学生野球のテレビ放送のスポンサーになれるか。

答)なれません。

問26 母校を背景としたアマのOB同士の軟式、硬式試合にはプロ関係者及び元プロ関係者が参加できるか。

答)現役のプロ関係者は参加できませんが、元プロ関係者は参加できます。

問27 前記の試合に学生チームの現役の部長、監督や各連盟、協会の役員が参加できるか。

答)許可を受ければ参加できます。

問28 現役の野球部員を交えたOBとの混合チームにプロ関係者及び元プロ関係者が参加できるか。

答)参加できません。

問29 元プロ関係者を交えたOB同士の軟式、硬式試合に現役の野球部員が手伝いできるか。

答)差し支えありません。

問30 プロ関係者の範囲はどこまでか。

答)プロ球団のオーナー、球団職員、監督、コーチ、トレーナー（常勤）選手、スカウトなどの球団関係者やコミッショナー、コミッショナー事務局員、セ・パ連盟会長、連盟職員、審判員、公式記録員などプロ野球に関係しているもの全てをさします。

問31 指導者、役員を対象とした連盟主催の研修会やシンポジウムでプロ関係者を講師として依頼できますか。

答)日本学生野球協会審査室の許可を受ければかまいません。

問32 野球部の指導者が、教え子であるプロ野球選手の後援会の発起人を頼まれた。引き受けてもよいか。

答)いけません。

(アマチュア違反)

問33 アマチュア違反によりアマ資格を失った場合、復帰できますか。

答)日本学生野球協会審査室の審査が必要です。

問34 テレビ、舞台にユニホームを着て出演してよいか。

答)グラウンドや学校の施設以外ではいけません。

問35 テレビ、ラジオに出演した時、司会者が芸能人(プロ)の時はよいか。

答)いけません。

問36 野球部関係者がクイズ、のど自慢等の視聴者参加番組に出演してもよいか。

答)いけません。

問37 議員の選挙運動の際に野球部指導者が応援演説をしたり、部員が支援のアルバイトをしてもよいか。

答)いけません。

問38 単行本を出版して著者が野球部関係(アマ)の肩書をつけてよいか。

答)いけません。

問39 野球部関係者が書籍の広告について表紙、帯に名前を使用してよいか

答)アマ野球の肩書以外はかまいません。

問40 新聞、雑誌の広告に野球部員として掲載されてよいか。

答)いけません。

問41 新聞、雑誌に掲載される記事(写真)で特定企業の製品を推奨してもよいか。

答)いけません。

問42 商業行為に直接結びつく行為に関与や協力ができますか。

答)できません。(優勝記念セールなど)

問43 新聞、雑誌に署名入りで寄稿したり、中継放送で解説したりする場合アマ野球の肩書を使用したり、自筆サインをしたり、報酬を受けとってもよいか。

答)かまいません。

問44 指導者の講演可能な対象はどこまでか。

答)他校生徒、教職員会合、他スポーツ団体、企業の新入社員、同幹部社員を対象に開くセミナーなどはいずれもかまいませんが営利目的や企業の販促活動などはいけません。

問45 講演で交通費、宿泊費以外に報酬または金品を受けてよいか。

答)法外な金品を受け取ってははいけません。

問46 野球部後援者(部長、監督、コーチ等当事者も含む)宅で下宿した場合の経費免除はよいか。

答)いけません。

問47 学校の制度として野球部員であることを理由とした授業料、生活費の免除(特待生制度)及び奨学金制度などはどうなるのか。

答)いけません。

問48 学校の制度として全学生を対象とした特待生制度及び奨学金制度において奨学金などを受けるときはどうか。(全学生と同条件、同資格の上で)

答)野球部員であるという理由でなければかまいません。

問49 スポーツ選手を対象とした推薦入学制度はどうか。

答)かまいません。ただし、高校では野球に関する実技テストはできません。

(寄付金)

問50 プロ野球選手(OB)から野球部母校に寄付金をもらってよいか。

答)個人の立場としてならば差支えありません。

問51 諸大会などに出場する際、寄付金が集められているが、野球部としてはどうすればよいか。

答)学校指導のもと、適切な金額によるものでなければなりません。

問52 大会出場時に、特定の運動具店から企業名入りの用具の寄贈を受けたり、借用してもよいか。

答)いけません。用具に限らず企業から商品の無償提供を受けることもいけません。

問53 大会出場に際し、プロ球団から祝いの金品を受けとってよいか。

答)いけません。

問54 試合がテレビ、ラジオで中継された場合に助成金を受取れるか。

答)主催者が受取るのはかまいません。

問55 招待試合で招かれた場合、交通費、宿泊費以外に金品を受けることはよいか。(直接経費で

はないもの)

答)必要経費と認められるもの以外はいけません。

(その他)

問56 地方遠征の際、主催者の制限はありますか。

答)大学においては日本学生野球憲章第5条、第6条、高校においては第17条の規程に従って下さい。

問57 応援団の起こした不祥事の責任が、野球部にまで及ぶ場合がありますか。

答)試合の進行を妨げたり、試合前後に自校や相手校の関係者に危害を加えるようなことがあれば野球部の責任となります。

問58 応援団の小道具に表示できる団体の制限はどこまでか。

答)学校、校友会、野球部後援会名義だけで個人名はいけません。

問59 応援団の小道具に具体的な品名等を表示してよいか。

答)物品のPR活動をしたり、無償提供を受けたりしてはいけません。

問60 大会などで優勝予想の広告を出してよいか。

答)予想するようなものは、学生野球の精神に反するもので許可できません。主催者が自ら行なう場合もいけません。

問61 新入生の公式試合出場時は入学式以後か、それとも入学手続を完了した時か。

答)大学は入学手続を完了した時、高校は入学式を終了した後です。

諸 届 書 式

(様 式)

1. 選手資格審査 (1、2)
2. 野球部員の追加登録 (3)
3. 野球部員の登録抹消 (4)
4. 責任教師・監督の変更 (5)
5. 県外試合開催申請書 (6)
6. 県外試合報告書 (7)
7. 学校所在地を離れての合宿等 (8)
8. 不祥事件報告書 (9)
9. 大会参加生徒の保護者の同意について (10)
10. 大会登録変更届 (11)
11. 連合チーム編成申請書 (12)
12. 連合チーム編成による合意書 (13)
13. 合同チーム編成申請書 (14)
14. プロ野球志望届 (15)
15. 中学生の体験入部計画書 (16)
16. 中学生の体験入部終了報告書 (17)

(様式1) (A4版) ※ 書類は全て (A4版) で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

大会参加者資格審査願

標記の件について、下記生徒の大会参加資格をご承認下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請者氏名 学年 氏名
生年月日 昭和 年 月 日生 満 才
2. 転校理由 (父親の転勤による一家転住など)
3. 添付書類
 - ① 前在籍校の在籍期間証明書
 - ② 現在籍校の在学証明書
 - ③ 申請者家族の住民票謄本 (写し)
 - ④ 父兄の転勤証明書 (写し)

(様式2) (A4版) ※ 書類は全て (A4版) で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

大会参加者資格審査願

標記の件について、下記生徒(大会参加者資格規定第4条7項該当者)の資格をご承認下さい。ますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 申請者氏名 学年 氏名
生年月日 昭和 年 月 日生 満 才
2. 修学遅れの理由 (中学浪人など)
3. 添付書類 ① 出身中学校の卒業証明書
② 現在籍校の在学証明書

(様式3) (A4版) ※ 書類は全て (A4版) で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

野球部員の追加登録について

このことについて、この度下記の者が本校野球部に入部いたしましたので登録下さいますようお願いいたします。

番号	入学年月日			学 年	氏 名	生年月日			出身中
	(西暦)年	月	日			(西暦)年	月	日	

なお、上記の選手は、いずれも選手資格に適格であることを証明します。

(様式4) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

野球部員の登録抹消について

このことについて、下記の者が本校野球部を退部いたしましたので部員登録の抹消をお願いいたします。

入学年月日	学年	氏 名	生年月日	備 考 (理由等)
(西暦) . . .			(西暦) . . .	

(様式5) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

責任教師・監督の変更について

このことについて、本校野球部の責任教師・監督を下記のように変更いたしますので、お届けいたします。

記

期 日 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

旧責任教師

(氏 名)

新責任教師

(氏 名)

旧 監 督

(氏 名)

新 監 督

(氏 名)

理 由

(様式6) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

野球部長 ,

県外試合開催申請書

下記県外試合のご承認をお願いいたします。なお試合結果は終了次第ご報告いたします。

対戦校 都道府県名 _____

日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
場 所			
対 戦 校	高 校	高 校	高 校
宿 舎 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
宿 舎	TEL	TEL	TEL
経費負担方法	(1)各校で負担 (2)招待側負担 (3)その他 ()	(1)各校で負担 (2)招待側負担 (3)その他 ()	(1)各校で負担 (2)招待側負担 (3)その他 ()
そ の 他			
日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
場 所			
対 戦 校	高 校	高 校	高 校
宿 舎 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
宿 舎	TEL	TEL	TEL
経費負担方法	(1)各校で負担 (2)招待側負担 (3)その他 ()	(1)各校で負担 (2)招待側負担 (3)その他 ()	(1)各校で負担 (2)招待側負担 (3)その他 ()
そ の 他			

(注) 都道府県別に、遠征の2週間前までに1部申請すること。

(様式7) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

野球部長 ,

県外試合報告書

下記の通り、県外試合終了の報告をいたします。

記

1. 目 的

2. 場 所

3. 日 時 平成 年 月 日 時より

平成 年 月 日 時より

平成 年 月 日 時より

4. 相手校及びスコア

高等学校〔 対 〕勝・負

高等学校〔 対 〕勝・負

高等学校〔 対 〕勝・負

5. 宿 泊 有 ・ 無

6. 経費負担方法

7. そ の 他

(注) 都道府県別に報告すること。

※1部提出

(様式8) (A4版) ※ 書類は全て (A4版) で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

野球部長 ,

学校所在地を離れての合宿等について

記

期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
球 場 (グラウンド)	
宿 泊 場 所	(施 設 名)
	(所 在 地)
	(連 絡 方 法)
参 加 部 員 数	1年 名、 2年 名、 3年 名、 合計 名
指 導 者 職 氏 名	
備 考	

(様式9) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

不 祥 事 件 報 告 書

1. 事故発生の日時
2. 関係者氏名、学年
3. 事故の概要 (経過)
4. 事故後の処置
5. 学校当局の処置 (本人、責任教師、監督、野球部等関係者)
6. 学校長所見
7. 今後の指導 (部長及び監督の所見)
8. 添付資料 (新聞報道抜粋等)

(様式10) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

大会参加生徒の保護者の同意について

このことについて、選手資格証明書に記載している選手、記録員が、大会開催要項及び大会参加資格規定に従って本大会に出場することに、保護者が同意していることをご報告いたします。

(様式11) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

大会参加選手登録変更届

先に提出した「選手資格証明書」の一部を下記のように変更いたしますので、お届けいたします。

大会名 第__回 _____大会

登録抹消者

学 年	背番号	氏 名	事 由

新規登録者

入学年月	学 年	位 置 背番号	(フリガナをつけて下さい) 氏 名	生年月日	身 長	体 重
(西暦で) .				(西暦で) . .	cm	kg
.				. .	cm	kg
.				. .	cm	kg

上記の新規登録選手は参加資格規定に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

_____高等学校長 _____

(様式12) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

(財) 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫 殿

(連合チーム編成校)

申請学校名

学校長名

(派遣協力校)

協力学校名

学校長名

連合チーム編成申請書

今般、平成_____年度末をもって廃校となる_____高等学校とその近隣校である
_____高等学校は、日本高等学校野球連盟が定める「廃校となる野球部の特別措置」
に基づき、別紙の通り連合チームを編成することに合意し、今般開催される_____大会に
参加いたしたく、申請いたします。

記

1. 申請校野球部の状況

責任教師 氏名

監 督 氏名

登録部員の氏名、学年

2. 協力校の派遣部員

派遣期間

派遣部員の氏名、学年

(様式13) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

(財) 日本高等学校野球連盟

会長 脇村春夫 殿

(連合チーム編成校)

申請学校名

学校長名

(派遣協力校)

協力学校名

学校長名

連合チーム編成による合意書

今般、平成_____年度末をもって廃校となる_____高等学校とその近隣校である_____高等学校は、日本高等学校野球連盟が定める「廃校となる野球部の特別措置」に基づき、次の条件で連合チームを編成することを合意し、その確認のため、本書を2通作成し、双方の学校でこれを保管する。

なお、文書に取り決めのない事項が起きたときは、双方の学校長が野球部員の大会参加機会を可能な限り確保する、特別措置の主旨に基づき協議、決定する。

記

1. 協力校は、申請校が_____大会に参加するに当たり、その部員不足を救済するため、別紙の協力校野球部員を派遣することに合意する。

△ 派遣期間 ____月 ____日から_____大会終了まで

2. 協力校から部員の派遣を受けた申請校は、派遣部員を自校の選手として所属連盟に登録する。

3. 協力校から部員の派遣を受けた申請校は、派遣部員と合同で練習や試合に参加するときの派遣部員の引率責任を、下記の申請校責任教師が派遣校学校長から委任を受け、指導、監督する。

△ 申請校責任教師 氏名 _____

4. 申請校は、自校の練習及び試合開催計画を予め協力校学校長に示し、派遣部員が申請校野球部と合同で活動を行う計画表を作成し、同意を得ること。

5. 派遣校は、野球部員の中から派遣部員を選考するに当たり、部員の自主的な意思を尊重し、保護者の同意も得ること。

6. 計画の変更や派遣部員に異常が起きたときは、予め定めた緊急連絡要領により、申請校が協力校に遅滞なく連絡をとること。

(様式14) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

(部員不足による申請校)

高等学校

校 長 ,

合同チーム編成申請書

本校においては、下記の通り部員不足により、_____高等学校野球部と合同チームを編成し、練習試合を行うことを申請します。

記

1. 申請時の部員数 _____人 (月 日現在)
2. 引率責任者 (予定) (氏名) _____ (役職) _____
(氏名) _____ (役職) _____

平成 年 月 日

(合同チーム編成受入れ校)

高等学校

校 長 ,

上記 _____高等学校との合同チーム編成を受諾します。

〔注〕(1) 本申請は当該年度中有効とし、毎年度ごとに提出すること。

(2) 試合結果は、6月末日と11月末日の2回にまとめて所属連盟に報告すること。

(様式15) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

プロ野球志望届

今般、下記の本校野球部員からプロ野球志望届の提出がありましたのでお届けします。

記

1. 野球部員氏名 (3学年)

生年月日 西暦 年 月 日

2. 保護者氏名 印

(親権者)

※部員氏名と保護者氏名欄は本人自筆とします。

(様式16) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

中学生(3年生)の体験入部計画書

1. 開催予定日(複数回開催の場合はすべての予定日を記入すること)

月 日() 月 日()
月 日()

2. 案内する中学校の範囲(都道府県と市または郡を記入すること)

3. 体験入部実施当日の担当指導者名と役職

氏名 _____ 役職 _____
氏名 _____ 役職 _____

4. 実施時間帯と主なメニュー

午前・午後 時～午前・午後 時まで
▷ 主なメニュー

5. その他

- 1) 添付書類 中学校への案内文写
- 2) 実技参加の場合の保護者の同意書は実施高校で保存すること
- 3) 開催時期が7月から11月末日以外になる場合、学校長名でその理由説明と別紙に記載し、所属連盟宛提出すること。

(様式17) 〈A4版〉 ※ 書類は全て〈A4版〉で作成して下さい。

平成 年 月 日

宮城県高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ,

中学生(3年生)の体験入部終了報告書

1. 開催日と参加人数(実施したすべての期日ごとに記載すること)

月 日() 月 日()
月 日()

2. 参加中学校(別紙で開催日ごとに都道府県及び市、郡別で学校名を記載すること)

3. 担当した指導者名と役職

氏名 _____ 役職 _____
氏名 _____ 役職 _____

4. 実施した時間帯と主なメニュー

午前・午後 時～午前・午後 時まで
▷ 主なメニュー

5. 実施後の所見

6. その他

参加中学生所属中学校長の参加同意書は実施高校側で保存すること。

目 次

高野連マーク	1
全国高等学校野球大会の歌	2
日本学生野球憲章	3
高校野球特別規則(2007 全頁 差替)	8
高校野球用具の使用制限について(2007 20頁-23頁差替)	16
宮城県高等学校野球連盟規約(2008 差替)	24
宮城県高等学校野球連盟軟式野球部会規約	28
宮城県高等学校野球連盟慶弔規定	29
宮城県高等学校野球連盟附属審判団団則	30
宮城県大会規定	33
試合に関する注意事項	35
球場使用および大会運営に係わる注意事項	37
東北地区高等学校野球大会施行規則(2007 全頁差替)	39
東北地区高等学校 軟式野球大会施行規則(2007 41頁差替)	41
東北地区高等学校野球大会規定および注意事項(2008 43頁差替)	43
東北地区高等学校軟式野球大会規定および注意事項(2008 差替)	47
東北地区高等学校野球大会の応援について	48
加盟に関する規定	51
中等教育学校の取り扱い(2007 差替)	53
高等学校野球部員登録についての規定(2007 差替)	54
高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定(2007 差替)	55
中学3年生の体験入部の取り扱いについて	56
中学生の勧誘行為の自粛について	58
高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定(2007 全頁差替)	59
プロ野球現役選手の母校練習参加承認に関する規定	61
統廃合による大会参加の特別措置について(2007 差替)	62
対外試合規定	63
都道府県外試合の承認手続きについて	64
3都道府県が関係する試合開催について	65
高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定(2008 差替)	66
アウトオブシーズンにおける合同練習について	67
平成20年度大会参加者資格規定(年度更新)	68
海外からの帰国者等の参加資格に関する取り扱いについて	70
元プロ野球選手の現職教諭に関する特別措置の改正について	71
元プロ野球関係者の高校技術指導講習会講師認定に関する規定	73
元プロ野球審判員に関する特別審査規定	75
中学・少年野球指導研修会講師派遣要領	76
高校野球関連放送問題の取り扱い	77
高等学校野球関係者のラジオ、テレビ出演に関する許可条件	81
審判員の高校野球実況中継のゲスト解説出演に関する制限	81

高校野球におけるインターネットの留意事項.....	82
アマチュア問答集.....	83
諸届様式.....	89